

# 第80回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成30年3月6日（火曜日）

出席議員  (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄		
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員  (1名)	10番	矢内 作夫		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖	代表監査委員	樫本忠美
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 発議第 1 号 核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）
- 日程第 6. 議案第 1 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 7. 議案第 2 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
- 日程第 8. 議案第 3 号 町道路線の廃止について
- 日程第 9. 議案第 4 号 町道路線の変更について
- 日程第 10. 議案第 5 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11. 議案第 6 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 7 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 8 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 9 号 佐用町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 10 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 11 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17. 議案第 12 号 佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 13 号 佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 14 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 15 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 16 号 園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について
- 日程第 22. 議案第 17 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 18 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 19 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 20 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 21 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
- 日程第 27. 議案第 22 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 28. 議案第 23 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 29. 議案第 24 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）について
- 日程第 30. 議案第 25 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 31. 議案第 26 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 32. 議案第 27 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 33. 議案第 28 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 34. 議案第 29 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 35. 議案第 30 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 36. 議案第 31 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

- 日程第 37. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町一般会計予算案について  
日程第 38. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について  
日程第 39. 議案第 34 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について  
日程第 40. 議案第 35 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について  
日程第 41. 議案第 36 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案について  
日程第 42. 議案第 37 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について  
日程第 43. 議案第 38 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について  
日程第 44. 議案第 39 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について  
日程第 45. 議案第 40 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について  
日程第 46. 議案第 41 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について  
日程第 47. 議案第 42 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について  
日程第 48. 議案第 43 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について  
日程第 49. 議案第 44 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について  
日程第 50. 議案第 45 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について  
日程第 51. 議案第 46 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案について  
日程第 52. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 53. 請願第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書  
日程第 54. 特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 55. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 56. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 80 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆さんには、おそろいでご参集を賜り、まことに御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今年は特に、あっという間に 3 月が来たと、そういう感じになりました。年明けは、比較的穏やかな天候が続いておったんですけれども、2 月に入り、大変寒い日が続きました。また、その間、冬のオリンピック等が開催され、特に日本人選手の大活躍により大変感動された方もいると思います。また、この後、パラリンピックもあるんですけれども、それぞれ、また、日本選手が活躍されることを期待します。

3 月は、卒業式など、いろんな事業もたくさんあります。

また、私たちの議員は、この定例会が最後の定例会ということになりますが、これまで同様、よろしくお願ひしたいなと思います。

今期定例会において、本日付議されます案件は、平成 30 年度各会計予算案 15 件を始め、発議 1 件、条例の一部改正などの議案 20 件、平成 29 年度各会計補正予算案議案 11 件、諮問 1 件、請願 1 件の計 49 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれらの諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、町長、御挨拶申し上げます。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に3月に入りまして、いっぺんに暖かく、春らしくなってきました。

平成29年度もこの3月で、はや終わるということで、年度末を迎え、それぞれ大変気忙しい時期であります。議員各位には何とぞ、この3月議会、新年度に向けての予算等を提案させていただきます。十分ご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

新年度に向けての施政方針、また、予算につきまして、後ほど、それぞれ提案を詳細に説明をさせていただきます。何とぞ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（岡本安夫君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第80回佐用町議会定例会を開会します。

なお、矢内議員より入院治療のため欠席届が提出され、受理しています。

また、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。4番、廣利一志君。5番、竹内日出夫君。

以上の両君にお願いします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 　　続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月6日から3月23日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月6日から3月23日までの18日間と決定しました。

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（岡本安夫君） 　　続いて日程第3、行政報告に入ります。

町長からの行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、まず、最初に3点の行政報告をさせていただきたいと思います。非常に花粉症が酷くて、声がちょっと出にくいので、お聞きぐるしい点があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、最初に先月の2月20日に開かれました全員協議会におきましてご報告を申しあげました町営住宅家賃の算定誤りについての、その後の関係者の方々への対応についてのご説明をさせていただきます。

先月全員協議会でご報告を申し上げた後、直ちに関係世帯、実世帯数といたしましては88世帯に担当課職員が手分けをして謝罪と説明にお伺いし、そのうち87世帯の方々にご説明を既に申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。残り1世帯につきましては遠方へ、新潟のほうへ転出をされておまして、現在、連絡待ちとなっております。

次に、このたびの、こうした町営住宅家賃の算定誤りに関しまして、行政への信頼を損ねたことへの責任を明確にするために、私と副町長について4月分給与を10分の1減額をするということといたします。また、関係した職員の処分についても3月末までに行いたいと考えております。

つきましては、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例改正を、本議会最終日に追加議案として提案をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、追加補正予算の議案提出についてでございますが、平成30年度当初予算におきまして、町内小学校の空調機設置工事を計上しているところでございますが、このたび、国の平成29年度補正予算により学校施設環境改善交付金の前倒しの内定がございました。国におきましては、予算を繰り越ししないとのことでありますから、年度内に交付決定が行われますので、本町におきましても追加補正予算を上程する必要が生じたところでございます。つきましては、この予算につきましては、最終日におきまして提案をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で行政報告は、終わりました。

---

#### 日程第4．施政方針について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第4、施政方針に入ります。町長から施政方針の説明を受けます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本定例会におきまして、平成30年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

まず、初めに議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まず、初めに、本町では、合併後12年が経過をし、私も町長として4期目を迎えた中で、平成29年度スタートいたしました佐用町第2次総合計画に基づき、「絆できらめく

ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」をテーマに、町政運営を引き続き取り組んでおります。

平成 30 年度におきましても、安定した財政運営を基盤に、一つ一つの課題に真摯に向き合い、町民の幸せを願い町民の皆様が住みやすい町を目指して、誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

まず、本町を取り巻く状況でございますが、本町の住民基本台帳人口は、12 月末現在で 1 万 7,241 人、1 年間で 368 人減少し、高齢化比率は 38.3 パーセントで約 1 パーセント上昇をしております。

町の運営の基盤となる普通交付税は、国の総額ベースで 3,213 億円、約 2 パーセント減額をされ、また、合併特例の逡減措置による本町の縮減率も 50 パーセントに上昇し、理論上約 3 億 8,000 万円余りの減額となります。

このように厳しさが増していく状況の中においても、平成 27 年国調ベースでの本町の合計特殊出生率は、5 年前の 1.3 から 0.12 ポイント上昇し 1.42 と改善傾向にあり、地道な、これまでの子育て支援などの取り組みによる、成果の一端が伺える結果となっておりますが、そうした努力を今後も継続をしていくためにも、これからの予算は、さらに冷静に町の将来を見据え、既存の事業を改めて見直し、検証し、整理し、これから本当に何が必要かを判断した上で、より効率的・効果的に編成する必要に迫られてまいります。

足元を固め、末永く安定した財政運営を推進する観点から、平成 30 年度予算は、昨年度に引き続き、安全で安心して暮らせるまちづくり、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実、産業と観光の振興を 3 つの柱として編成をし、町政運営を一步一步、着実に進めてまいり所存でございます。

それでは、平成 30 年度の町政運営につきまして、基本方針を 3 つの柱ごとに、まず、申し上げさせていただきます。

第 1 の柱として、安全で安心して暮らせるまちづくりについて、申し上げます。

現在の町に住む町民の皆様が、今後も末永く安心して暮らせるまちを目指し、防災、福祉、定住促進など各方面で組織及び施策の充実を図り、より住みやすいまちづくりを目指してまいります。

防災面では、西はりま消防組合による播磨科学公園都市光都分署の運用を開始し、周辺地域での緊急時の機能向上を図るとともに、救急車両や自治消防の消防車両の計画的更新をはじめ、指定避難所の機能向上を進め、より充実した消防・防災体制の強化を図ってまいります。

また、町内ため池の点検を実施し、安全性の確保に努めます。

福祉の面では、本議会に提案の佐用町地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を目指すとともに、各種検診制度や予防接種の推進など、健康づくりに取り組んでまいります。

定住促進の面からは、各種定住のための支援制度を推進し、若者や子育て世代の定住促進を図るとともに、コミバスなど公共交通手段の車両更新や幹線町道の整備など、利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

第 2 の柱として、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境についてを申し上げます。

本町では、小中学校及び保育園の規模適正化を図る中で、各施設の大規模改修や新築、ICT 教育環境整備等を実施してまいりました。平成 30 年度におきましても、各教室の空調設備の整備を進めるなど、子供たちのよりよい教育環境づくりを目指してまいります。

子育て支援におきましても、町独自のさまざまな取り組みを引き続いて推進するとともに、平成 30 年度は、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指します。

今年度も、子供たちの将来のため、教育委員会をはじめ、各種団体と連携を図り、教育と子育て環境の充実に一步一步取り組んでまいります。

次に第3の柱であります産業と観光の振興についてを申し上げます。

農林業面では、地域特産物の高付加価値化及び販売の促進に取り組むとともに、農地の集約化及び担い手の確保を図ります。また、林内路網整備や木材ステーションの機能向上に取り組めます。

商工業面では、商工会等関係団体との連携を深め、事業者にとって有効な支援施策の調査・研究に取り組んでまいります。

観光面では、利神城跡の国指定を契機に、本町の歴史的資源を活用した活性化策を検討し、地域産業の活性化を進めてまいります。

次に、そうした基本的な町政方針に基づき、平成30年度の予算の主な施策につきまして、第2次総合計画の基本計画の9つの節に沿って、概要を申し上げさせていただきます。

まず、第1節の佐用の産業と観光・交流を創造するについてを申し上げます。

農業では、産地パワーアップ事業により、農業の効率化・高付加価値化に、一体的かつ計画的に取り組む産地の施設整備や機械導入の支援を行います。

地域特産品の高付加価値化及び販売促進事業では、農畜産物や加工品の商品開発や販路開拓を支援し、販売力の向上及び収益性のある農業の育成を図ってまいります。

中山間地域直接支払交付金事業による、生産不利地の多面的機能確保、新規就農総合支援事業による、就農支援と担い手の確保、機構集積協力金事業による農地の集積・集約化など、各種事業を継続的に推進し、農業振興に取り組めます。

LLPで運営する農業プラント「佐用まなび舎農園」においても、1年間試行錯誤をしてまいりましたが、2年目を迎え安定した生産と加工、そして販売に取り組み、事業の黒字化を目指してまいります。

林業においても、引き続き、林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全育成を進めてまいります。木材ステーションの運営支援も継続し、佐用クリーンセンター焼却棟の撤去に合わせて、その機能向上に取り組んでまいります。

商工業振興では、中小企業者の資金融資の利子補給制度及び新規起業・創業支援事業を引き続き実施し、経営支援と新規創業の推進を図ってまいります。また、商工会との緊密な協力体制を維持し、事業者サイドに立った、施策の検討も進めてまいります。

観光面では、利神城跡の国指定を契機に「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」事業を実施し、本町全体の歴史的遺産を守り伝えるとともに、その魅力を観光及び地域の振興に結びつけたいと考えております。

また、南光自然観察村のテントサイト及び駐車場の拡充を実施して、利用者の増加を図りたいと考えております。

好評を得ております、ひまわり祭りや、サイクリングイベント「因幡街道・千種川ロングライド in 佐用」、西はりま天文台大観望会など、引き続きこれを開催し、本町のブランディングを図ります。

地籍調査事業につきましても、引き続き平成30年度は7区域、約14.4平方キロメートルの要望をいたしております。

次に第2節、佐用ならではの「資産」に磨きをかけるということについて申し上げます。

再生可能エネルギーの有効活用として、秀谷残土処分地に建設中の発電能力10メガワット規模の太陽光発電施設は、平成30年度中の完成を目指してまいります。

歴史的環境面では、先に述べました「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」事業において、歴史遺産を守り伝える・学ぶ・磨く・活かすをテーマに町の誇りを構築す



る取り組みを推進します。

また、利神城跡国指定に伴い、保存活用計画策定及び石垣の立面図・カルテ作成等実施し、後年度における再生事業等に備えてまいります。

次に、第3節の佐用を担う人を育て自己実現を支えるという点についてを申し上げます。

よりよい教育環境整備として、本年度実施した小中学校のICT教育設備の有効活用のため、デジタル教科書を全校に導入し、ニーズに応じた教育環境づくりを行います。

さらに、子供たちがより学習しやすい環境づくりを目指して、平成30年度から順次、各教室の空調設備を整備をいたします。

これまで取り組んでまいりました、給食費の2分の1の軽減、給食の質的向上事業、小中学校の副教材費助成事業なども継続をして、実施して、学力の向上と家庭教育費の軽減を支援をいたします。

新規事業といたしましても、感性や創造力を磨く「プロから学ぶ創造力育成事業」などを実施いたします。

精神的な面から、子供たちの発達や不登校などの課題や悩みに応じるため、スクールソーシャルワーカー2名を配置し、学校や家庭、関係機関などの連携を強化し、支援体制の向上を図っております。

図書館では、「佐用町子ども読書活動推進計画」に基づき、子供の自主的な読書活動の普及を推進いたします。また、平成29年度導入の、自宅にしながらデジタル書籍を利用できる電子図書館制度を活用し、図書館利用者の利便性向上も図ってまいります。

スポーツの分野では、佐用マラソン&ウォークの開催をはじめ、町体育協会やスポーツ推進委員の協力によるスポーツの普及活動など、生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進いたします。

次に第4節の佐用の健康と福祉を創造するという点についてを申し上げます。

高齢者福祉の面では、低所得者の負担軽減を図る介護保険低所得者利用減免事業、交通の利便性を確保するタクシー運賃助成制度、人材の確保と定着化のための福祉資格取得者助成事業などさまざまな事業を推進し、高齢者福祉の向上を図ると共に、高年クラブの運営支援はじめ、町敬老会の開催など、高齢者の生きがいの創出及び心身の健康づくりに取り組んでまいります。

第7期介護保険事業計画の3年間で、平成30年度からスタートをし、地域包括システムの深化・推進を目指します。

また、高齢者施設の充実を図るため、養護老人ホーム朝霧園の更新に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

救急医療体制の面では、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金等により、町内各病院において救急診療等に常時対応いただける体制を維持し、安全な安心できる医療体制の充実に努めます。

健康づくりでは、自殺対策計画を新たに策定し、自殺予防対策の推進を図ります。また、各種予防接種や検診の実施及び中学生までの医療費無料化等継続して実施し、住民の健康増進に取り組んでまいります。

子育て支援では、子育て世代包括支援センターを新たに設置し、産前産後のサポートや産後ケア、産婦健康診査等を実施して、産前産後の支援に取り組めます。また、新たに子育てワンストップサービス制度により、児童手当、子育て支援業務等の電子申請及び情報提供に対応し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に第5節の佐用に住みたい環境を創造する点について申し上げます。

幹線道路網の整備では、姫新線播磨徳久構内架道橋新設工事を継続して行い、予定どおり平成32年度完成を目指してまいります。

公共交通の分野では、コミュニティバス・テクノ線車両の大型化を実施して、利便性の向上を図ります。加えて、高齢者の日常の生活支援のため、さよさよサービス車両2台を更新いたします。

防災の面では、住宅耐震化の推進を図るため、住宅の耐震改修の支援を引き続き実施をしております。

また、町内約100カ所のため池の定期点検を実施し、耐震点検の必要なため池10カ所については、耐震点検も実施し安全の確保に努めてまいります。

指定避難所の江川・幕山・中安の体育館3カ所のトイレの洋式化を進め、避難者はじめ利用者の利便性向上を図ります。

常備消防の面では、平成30年度から西はりま消防組合による播磨科学公園都市の消防光都分署の運用が始まり、本町、特に三日月地域における出動時間の短縮化を図ります。また、佐用消防署の救急車両1台を更新し、救急救命能力のより一層の向上を推進いたします。

非常備消防の面では、消防団小型ポンプ積載車の計画的な更新を進め、平成29年度の4台に続いて、平成30年度は積載車3台を更新し、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住促進の面では、若者住宅新築応援金・若者住宅取得応援金・定住促進住宅家賃減免などによる若者の住宅新築や住宅購入の支援及び子育て世代の定住を促進いたします。町内定住就職奨励金による、町内就職者の増加も図ってまいります。

消費生活センターは、引き続き設置して、消費生活相談員による相談体制の維持及び出前講座などの啓発活動により、悪徳商法などの被害防止にも努めてまいります。

生活環境基盤整備の面では、水道施設の維持管理の安定性向上と効率化を図るため、集中監視システムの改良に取り組むとともに、老朽化した水道管の更新を順次進めてまいります。

また、生活排水処理については、将来を見据え、下水道施設の統廃合に取り組んでいるところではありますが、平成30年度からは、上月地域での推進を図ってまいります。

高度情報通信網整備の面では、佐用町情報通信設備の更新に伴い、4K・8Kに対応したテレビ放送化に取り組みます。2020年開催の東京オリンピックまでに、町内全域での事業完了を目指してまいります。

次に第6節、地域活動を支え協働を確立するという点についてを申し上げます。

平成18年に13の各地域づくり協議会が設立され12年が経過いたしました。平成30年度は、将来にわたって継続していける地域づくり協議会を目指し、これまでの経過を振り返り、見直す事業に取り組んでまいります。専門のアドバイザーをはじめ島根大学などの協力を得て、地域と行政が協働で進めてまいりたいと考えております。

次に第7節のこころの共生社会を実現するという点についてを申し上げたいと思います。

人権に関することについては、町広報や人権文化映画会、各種研修会などを通じ、地域・行政・学校・高齢者など、各種関係団体と協力し、啓発・普及活動等に引き続いて取り組んでまいります。また、人権まちづくりフェスタや人権啓発ポスター展など継続して開催し、人権意識の向上を図り、人権尊重の社会づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画の面では、女性のためのセミナーや講演会の開催など佐用町男女共同参画推進計画に基づき、性別にとらわれず、一人一人を認め合う環境づくりに取り組んでまいります。

次に第8節の身の丈にあった行財政運営に取り組むという点についてを申し上げます。

職員数につきましては、定員適正化計画に基づき引き続き定数適正化を進めると共に、第3次行財政改革大綱に沿った取り組みを継続してまいります。また、時代ニーズに応じ

た職場内研修の実施及び職場外研修への参加を推進して、職員の資質向上と意識改革に取り組んでまいります。また、人事評価制度を導入して、適切な評価と職員の育成を進めてまいります。

普通交付税においては、合併特例逓減措置前の平成 27 年度に比べて、平成 29 年度実績は、約 4 億 8,000 万円の減となり、平成 30 年度には逓減率が 50 パーセントと、平成 29 年度から、さらに 20 ポイント減額が進み、今後さらに厳しい状況になってまいります。

このような状況において、平成 30 年度当初予算は前年と比較して、総額で約 3 億 5,500 万円の減額であります。扶助費は増額、普通建設費は、ほぼ前年並の微減に留めております。

また、後年度負担の軽減に取り組むべく繰上償還につきましても、引き続きできる範囲内で取り組み、将来に向けて安定した財政運営を目指してまいります。

次に第 9 節の広域連携を強化する点についてを申し上げます。

平成 30 年度においても、本町は、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏定住自立圏、三県境地域創生会議の 3 つの 3 圏域の広域連携に参加をし、広域的な地方創生に取り組んでまいります。

昨年 11 月には、兵庫県町村会会長に選任をされ、私も微力ではございますが、より効果的かつ友好的な広域連携を推進し、広域圏での相互の機能の補完・連携に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした結果、平成 30 年度当初予算は、一般会計で 124 億 2,451 万 6,000 円、特別会計 13 会計合わせて 79 億 2,836 万 6,000 円、水道事業会計 5 億 3,066 万 4,000 円、全会計の合計は 208 億 8,354 万 6,000 円となりました。

以上、平成 30 年度の町政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策を申し上げさせていただきましたが、今後は、合併特例措置の終了、人口減及び高齢化、交付税の減少など、さらに厳しい町政運営が予想されますが、将来を見据え、住民が、町民の皆さんが安心して末永く暮らせる町となるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。

各会計の予算案につきましては、この後、順次ご説明をさせていただきますが、議員各位におかれましては、十分それぞれご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に改めて、議員各位並びに町民の皆様方に、心からご支援とご協力をお願いを申し上げて、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

---

議長（岡本安夫君） なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第 5．発議第 1 号 核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）

議長（岡本安夫君） それでは、日程第5、発議第1号、核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）についてを議題とします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。平岡きぬゑ君。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 発議第1号につきまして、提出者として添付されております意見書案を朗読して提案にかえたいと思います。

核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）。

日本は広島、長崎という世界に知られた被爆地をもつ唯一の被爆国である。72年前の地獄のような惨状を経験し、その後も心身ともに大きな苦しみを背負わされ、被爆者の願いは核兵器を一日も早くこの地球上から一つ残らずなくしてほしいということである。

核兵器禁止条約国連交渉会議は、昨年7月7日に国連加盟国193のうち賛成122、反対1、棄権1で核兵器禁止条約を採択したが、核保有国や日本など核の傘のもとにある国は会議に参加しなかった。核兵器禁止条約は、50カ国が批准してから90日後に発効することになっており、2018年度中の発効が見込まれる。

昨年、10月6日には核兵器禁止条約への貢献が高く評価され、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーンがノーベル平和賞を受賞した。核兵器禁止条約こそが人類を救う本流であることの国際的な証である。

被爆者の願い、全世界の核兵器廃絶と平和を望む人々の願いを実現する道は、この核兵器禁止条約の一日も早い発効以外にない。唯一の戦争被爆国の日本政府が、核兵器禁止条約発効のために積極的役割を果たすことは国際的責務である。

よって、国が核兵器禁止条約に参加し、署名し、及び批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てに提出する意見書です。

議員各位の賛同ををよろしくお願いいたしまして、意見書案の説明といたします。

議長（岡本安夫君） 発議第1号に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） 質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 発議第1号、核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）についての反対の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約は、国際的に核兵器を禁止する規範が確立されたという点からも意義はあると思います。

日本は、唯一の被爆国として核兵器のない世界を目指す必要があり、そのためには核兵

器の削減、軍縮、廃棄へ向けた取り組みを積み重ね、保有、非保有国からの仲介役としての役割を果たしていくことが重要であると思います。

政府は、昨年 11 月の賢人会議を主導して核拡散防止条約運用検討会議に向けた提言を取りまとめることを決定し、各国と強調した取り組みを進めております。

核兵器禁止条約は、核保有国などが参加しない中の採択であり、実質的な核兵器廃絶につながるめどが立っていないこと、北朝鮮の核問題がある中で保有国と非保有国がともに連携して当面の課題を解決する必要があることと、国益にかなう今後の核兵器廃絶に向けた取り組みを見きわめる必要があるということから賛同できないと考えます。

以上で、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） はい、次に賛成討論の方、ありますか。  
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、少数です。よって、発議第 1 号、核兵器禁止条約に署名し、批准することを求める意見書（案）については、否決されました。

---

#### 日程第 6．議案第 1 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（岡本安夫君） それでは、日程第 6、議案第 1 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 1 号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして、提案のご説明申し上げます。  
この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用といたしまして、共済加入者に賦課するものでございます。  
その内訳は、賦課総額 534 万 6,820 円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただきます、各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を 1,000 分の 2.7、麦・家畜・畑作物共済割を 1,000 分の 5、園芸施設共済割を 1,000 分の 2 の割合に設定しようとするものであります。  
佐用町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。  
ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本義次君。

7 番（岡本義次君） この 1000 分の 2.7 の昨年と一緒ということでございますが、その真意については、どうなのでしょう。

〔「真意？」と呼ぶ者あり〕

7 番（岡本義次君） なぜ、同じにしたんかということや。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） はい、お答えいたします。

農業共済事業につきましては、本町におきましては、順調に黒字といたしますか、業務実態でございますので、その運営にかかります事務経費につきましては、農家負担の軽減を図るということで、改めて引き上げることもなく、最低限程度であるというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） ふと思い出したということがあって、これ確か、農業共済っていうて、これ変わったんじゃないか。お金の出し方。

確か、今まで、ちょっと記憶やで違っておたらごめん。

今までは、その全体じゃなくして、個人の一個一個の田んぼの中でどうのいうのがあって、ちょっと、それが違うようになったような記憶が、ちょっと聞いたような感じがするんやけど、それ一緒？支払方法。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 農協共済制度、おっしゃる通りに制度が、今、変わっている途中と言いますか、段階でございます。

農作物共済につきましては、平成 31 年度から任意加入ということで、今は、水稲につきましては 25 アール、麦につきましては 10 アール以上を栽培されている農家につきましては、当然加入ということで、どうしても絶対入っていただかなければならないというような制度になっておりますが、これにつきまして、任意加入となったりとか、それから、引き受け方法も大規模農家のための収入保険制度を導入するというようなことで、一筆一

筆の被害ではなしに、その農家全体の収入が減額した場合に補償するといった制度も、これから入ってくるわけなんですけども、引き続き、小規模農家のための一筆方式とか、そういった形での引き受けも継続されていくところでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9 番（山本幹雄君） 1 筆ずつのんもやるわけやね。

多分、前、説明聞いた時に、ちょっと違っておるかもわからんけど、町長も、これは加入者減るかもわからんいうような答弁、確か、したと思ったりしたから、そうなると、これ前回と一緒にいうのは、どうなのかなというのを、ふっとさっき思ったので、どうなのかなと。大丈夫なわけ、そこら。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まだ、これは今年度ですから、そうした制度が、平成 31 年度から変わるとのこと…、平成 30 年度の麦からやね？この来年の麦から適用…

〔農林振興課長「平成 31 年から…」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） うん、平成 31 年度産の米からなんですけどね、そうした中で、私が申し上げたのは、そうした農業共済制度等が法律が変わって行って、保険制度という形に変わります。

そういう中で、先ほど、課長が申しあげましたように、大規模な担い手とか専業農家の方々にとっては、1 筆だけじゃなくって、収入全体でその保険を掛けるというような制度と、もう 1 つは 1 筆ずつのは残るんですけども、それにつきましては、これまでのような当然加入、まあ言ったら強制的にするのじゃなくって、任意という形になります。

任意となりますと、本当に小規模な農家の方にとっては、そういう掛金まで掛けて、保障をしてもらう必要があるかどうかという、その点で、それぐらいだったら、もう保険共済には掛けないと、そういう方が、かなり出てくるのではないかなという、その懸念があるわけです。

ただ、こういう制度も、これから今、実施されるわけですけども、この制度を運用するに当たっても、これまでのような佐用町は町で運営をしているんですけども、今度は県下 1 つの運営団体になって行っていくという、そういう組織上の、今、改変も考えられて検討をされております。

そういうことで、いろいろこれから、実際にどうなっていくかということが、きっちり決まるのは、もう少し、そういう検討をされた上でしか言えないんですけども、今日、今回、提案させていただいているのは、今年度の賦課率ですからね、ですから、それはこれまでどおりのこととということでご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第1号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7．議案第2号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第7、議案第2号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第2号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

農作物共済の掛金率は、農業災害補償法第107条第4項の規定により、3年ごとに改定することとなっております。

このたびの改定につきましては、水稻は平成30年から平成32年産までに適用するものでございます。

この危険段階基準共済掛金率につきましては、農林水産省告示に伴う県からの指示の掛金率をもとに、過去の被害実績等を勘案し、被害程度の高いものから順次段階を設けて、水稻は、一筆・一般方式、全相殺方式、品質方式の各方式にそれぞれ6段階の区分を設定し、別表のとおり改定するものでございます。

なお、この改定案につきましては、去る2月23日に開催をいたしました、佐用町損害評価会においてご審議いただき、適正である旨の答申をいただいております。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長、説明ありましたように、3年ごとに2月23日に、そう



いう評価会があつて決まったということでございますけれど、この6段階の中で、私の住んでおる円光寺につきましても、目高、寄延などと同じ地域に入っておりますけれど、これらについては、どういうふうに農林振興課長は思われますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） この掛金率の算定に当たりましては、過去20年間の被害の実績に応じまして、それぞれの集落単位での掛金率を算定しているということで、当然、被害がたくさん出ているところにつきましても、高い率になってきますし、ほとんど被害の申告がされないという集落におきましては、最低の段階になっていくということで、今回の分につきましても、平成9年から平成28年の被害の状況に合わせて設定をしたというものでございます。

その5段階の平均をとれば、県の基準の0.418になるというような仕組みとなっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その被害の内訳でございますけれど、台風とか天災的なものもあるかと思っておりますけれど、その獣害被害とかとも一緒に、そういう中で一本での表の割当てという、どう言うんですか、地域ごとになったということで、いいんでしょうか。そこらへんについて述べてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 当然、被害、いろんな被害があると思うんですけども、これにつきましても、共済金を支払ったということに対する被害の率でございますので、当然、獣害でありますとか、病虫害とか、そういったものも全て含んだ共済の被害となっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第2号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8．議案第3号 町道路線の廃止について  
日程第9．議案第4号 町道路線の変更について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第8に入ります。日程第8及び日程第9を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第3号、町道路線の廃止について及び日程第9、議案第4号、町道路線の変更についてを一括議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第3号、町道路線の廃止及び議案第4号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先に、議案第3号、町道路線の廃止、1路線についてであります。整理番号4万3,044番、路線名、岩崎1号線は、岩崎橋架け替えに伴い町道路線を廃止しようとするものがございます。

次に、議案第4号、町道路線の変更、1路線についてでございます。整理番号4万3,043番、路線名、岩崎線は、岩崎橋架け替えに伴い、路線の起点を佐用町真宗289番4地先から佐用町真宗287番3地先に、延長123.4メートルから274メートルに変更しようとするものがございます。

以上、町道路線の廃止及び変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第3号及び議案第4号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

それでは、日程第8、議案第3号、町道路線の廃止についてに対する質疑を行ないます。質疑はありますか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 廃止ですけれども、私の地元ですから、よくわかっているんですけど

れども、廃止については、旧の岩崎橋だけ廃止してということが道理にかなっているかなと思うんですけれども、改めて122メートルということの廃止になりますと、旧の岩崎橋だけじゃなくて、今ある町道岩崎線の部分も含んでいるかと思うんですけれども、後の4号のほうで改めて認定されるということですのでけれども、廃止については旧の岩崎橋だけを廃止するということが道理にかなっていると思うんです。その点、いかがでしょう。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 今回の岩崎橋の架け替えにおきましては、県道の千種新宮線の県の改良工事に伴ったものであります。

今回、岩崎橋を下流側約80メートル位置に設置しております。それで、町道の岩崎線の岩崎橋という形で、今回、橋梁のほうを整備しておりますので、下流に新橋をつくりましたので、そちらのほうを新しい岩崎線の起点としたいというふうに考えまして、今回、3号で廃止させていただいております岩崎1号線を今回廃止して、今度、新しく4号で変更ということで、起点を旧の岩崎橋から新しい岩崎橋、下流に新橋になった岩崎橋の県道のふもと、そしらを起点として廃止する部分を含めた形で岩崎線として全体を管理したいというふうに考えまして、今回の提案とさせていただいております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） それは、そうなんです。わかるんです。ですから、廃止については、旧の岩崎橋だけ将来的に落とす、通行不能で落とす橋ですけれども、それだけを廃止して、改めて増える土手沿いの町道と、それから新しい岩崎橋だけを認定すればいいんじゃないかと思うんですけれども、まあ4号についても、ついでに言いますけれども、資料としてもらっている分には、旧の落橋させる岩崎橋についても認定となっているんですけれども、この際ですから、新しい岩崎橋を通過して、旧の岩崎橋については、町道認定から外すほうがやりやすいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） おっしゃるように、今回、岩崎橋を架け替えたということで、旧橋が、まだ現在残っております。この旧橋につきましては、県の事業において、平成30年度に県のほうで撤去していただくように計画しております。

現在、まだ旧橋が残っておりますので、認定上は、県において撤去していただいた段階で変更により、この旧橋部分を路線の変更で対応したいというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君）　　そういう落橋させてから、改めて認定するという、そうなんですけれども、この今の段階で、新しい橋ができて、そこ通らないだけですから、通行不能状態にしておいて、橋は現存するとしても、議案の提案としては、町道の認定、改めての認定については、ここで決めておいたほうが、また、改めてするよりも、全体としては、私、いいんじゃないかと思うんですけども、改めて、いかがですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　建設課長。

建設課長（横山重明君）　　今、旧橋が残っております。今のところ、通行止めして、新しい橋を利用していただくようには思っておるんですけども、もし、何かあった時に旧橋を利用する場合、そういうところで、認定上残しておいたほうがいいという判断のもと、今回、こういう提案をさせていただいております。

8 番（金谷英志君）　　わかりました。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　はい、建設課長。

建設課長（横山重明君）　　こちらの旧橋部分の撤去した時には、議案としては出さない。路線の変更、一部の変更ということで、終点は、新しく下流側になりますので、途中の部分の変更ということで、告示行為のみの変更ということで対応させていただきます。

8 番（金谷英志君）　　わかりました。

議長（岡本安夫君）　　ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君）　　ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 3 号、町道路線の廃止についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 3 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　挙手、全員です。よって、議案第 3 号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 9、議案第 4 号、町道路線の変更についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 今回、いろんな事情で、橋の視察ができないものですからね、この写真だけということで、私は、現地へ行きまして見たんですけども、県道から見るに、ちょっと橋が高くできていて、よくわからないというのか、そのところで見た範囲で言うと、将来的に、県道の拡幅というところが要望としてありますし、そういう形に多分していかないといけないし、なるんだろうと思うんですけども、この新しい岩崎橋が県道から渡ったところが、あまりにも何と言うかスペースがなさすぎる感じがするので、直角すぎるというか。

当面は、これ利用される方は2軒だけなんです。対岸の2軒だけなんですけれども、当面は、多分それでスペースがなくてもいけるかなというふうに思うんですけども、将来的なところを考えると、そのスペースの確保というのは、そういう計画というのはあるのでしょうか。いかがでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） 今回の岩崎橋の架け替えにおきましては、現況の岩崎橋の幅員が2メートルであります。それで、今回の橋梁と道路改良幅員が4メートルで計画をしております。

おっしゃるように橋渡って、堤防を上流側に行く部分と、それから旧橋のところまで行って、また、集落側へ折れる部分があります。そちらについては、緊急車両、消防自動車が回れる軌跡を描いて、それが回れる幅員といいますか、バチキリをして計画をしておりますので、通常4メートルあれば、緊急車両を通すということで、今回の計画のほうは進めております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 将来的な県道の拡幅、あるいはこの町道の県道昇格ということから、そうなればいいなというふうな観点なんですけれども、要するに、そうすると、当面は、この2軒だけなんですけれども、使用するのはね。将来的には、宍粟市のほうから通る、通過する車も、当然、出てくると、そういう観点からスペース的には、ちょっとスペースがなさすぎるのではないかなと思うんです。いかがでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） 今回は、町道のみでの改良工事で、県道は、別で今の道路を県の計画

としましては、右岸側、民家よりのところの河川護岸を引堤して河川断面を確保すると。それで、県道は山側が崖で急なんで、工事として、費用が莫大に掛かってしまうということで、河川側に道路を広げて拡幅するという計画になっております。

それで、県道の計画幅員につきましては、路肩が 0.75、2.75 の 2 車（線）、それと反対側に 0.75 ということで、2 車線で車道幅員として 7 メーターの計画がされておりますので、町道を使って抜けるというようなことではなくて、県道は別で新しく計画されて、今の道路を拡幅して通ると。

それで、延長的には、今、聞いておりますのは、社基プロのほうで、340 メーターということで、あと前後の取り合いがありますので、440 メーターぐらいが、今回の計画になっているというふうに聞いております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 4 号、町道路線の変更についてを、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 4 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 4 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10. 議案第 5 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 10、議案第 5 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 5 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
今回の改正は、平成 28 年度から導入いたしております職員の人事評価制度につきまして、その結果を平成 30 年度より 6 月及び 12 月に支給される勤勉手当に適正に反映させるために所用の改正を行うものでございます。

人事評価制度は、能力評価と業績評価の 2 つの項目で構成をされております。業績評価は、年度当初に職員が個人の業績目標を設定し、年末にその目標の達成度を評価します。能力評価は、それぞれの仕事をこなす上で発揮した職務遂行能力を評価いたします。最終的な評価につきましては、評価審査委員会において審査をいたしております。その結果

につきましては、年度末に実施する育成面談において、職員一人一人に説明し、職員の能力の向上、育成につなげております。また、管理職と一般職員のコミュニケーションの向上にも役立っておりと考えております。

このたび、平成 30 年 6 月に支給される勤勉手当から人事評価の結果を反映させるように進めておりますが、現在の規定では、基準日以前半年間の勤務成績に応じて勤勉手当を支給することとなっております。このたびの改正は、人事評価につきましては、1 年間の評価結果を昨年度（後で翌年度に訂正あり）の 6 月及び 12 月それぞれの勤勉手当に反映できるように改正を行うものでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 人事評価制度は、平成 28 年度から導入しているということで、その適用を平成 30 年からするという内容なんですけれども、その平成 28 年に導入している現在の基準内容について、先ほど、提案の中で、能力とか業績ということの説明はあったんですが、具体的に基準内容を、ちょっと示してほしいと思います。

また、その評価のあり方について、今回は、勤勉手当に反映させるということなんですけれども、評価の活用内容は、今のところ勤勉手当にとどめておられるんですか。その点、よろしくをお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今、議員がおっしゃられましたように、全職員を対象としての人事評価につきましては、平成 28 年度から全職員対象として行いました。

それ以前につきましては、管理職のみ、特に、能力評価のみ行っておりましたが、平成 28 年度からは能力評価、管理監督職、一般職、それから職種に応じては保育士、それから現業職、それぞれ職務内容が違いますので、評価者がどういった状況で評価していくかというのは、一定の評価の項目では、なかなかできないということでございますので、各職務に応じた評価を能力評価で、全体的には 10 項目程度の項目を 4 月から 12 月までの期間、9 カ月間の評価をするという進め具合でやっております。それが、能力評価でございます。

それから、業績評価というのも、新たに、平成 28 年度からの全職員を対象にしたので、取り入れました。

1 年間の目標を立てるということでございますけど、1 年びったし能力評価をしますと、3 月、4 月というふうに年度末をまたぎますので、なかなか、そういう 1 年間は評価をしづらいということで、これもいろいろ検討する中、能力評価と同じ 4 月から 12 月、9 カ月間の目標を立てて、その結果を 1 月から自己評価、評価者の評価、それから調整者が調

整するという事なんですけど、その3段階で、それぞれ基準に基づいた点数を加えていくという形で進めてまいりました。

その後、結果的には人事評価の審査会で、その結果に基づき、対策と今後の改正点等がありましたら、そのへんを審議し、次の評価に進めていくと、参考にしていくという流れで進めております。

つまり、それぞれの項目において、職種に応じて能力評価については、今後、ごさいますということの内容でございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 能力なり業績の評価なんですけれど、その評価する人によって、評価の内容が変動するようなことがあるようなことにはなっていない項目になっているんですか。その人事評価の内容について、ちょっと、よくわからないので、説明を求めたんですけれど。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） この評価制度については、私どもの町をはじめ、全国、当然、我々地方公務員、国家公務員も、いや民間の企業においても、それぞれ人事評価制度はあろうかと思えます。

評価者を1人の者が全200数名を評価するというのは、不可能でございます。それぞれの評価者と言いますのは、それぞれ各部署に管理職、室長、または課長がそれぞれ、その部下を評価、または調整するというようにしております。これは、どこの地方公共団体でも同じでございますけど、その中でも、今、議員が言われますように、評価の平準化、ましてや評価を受ける側、被評価者の要するに職員の自己評価の平準化、あまりにも差が出ますと、部署によって、点数の差の開きが大きくなりますと、これは実際の人事評価制度の制度としては機能を発しないということで、そういったことを踏まえながら、平成28年開始後、職員、管理職を含めて職員の研修を繰り返しているところでございます。

そのへんで、審査会等におきまして、そういう差があると見受けられる部署につきましては、最終調整者、副町長になっておりますけど、そこが課長の育成面談等をする時に、その内容を説明することもあります。

それから、評価者が室長になっておる場合は、私ども、課長が調整者になっておりますので、課長が室長に対しての調整の中で人事評価の結果に基づいた点数についても、こういう平準化、指導等を行って、平準化を進めるような評価制度に持っていこうとするのが、今年やっと2年目で、平成30年度からは、その勤勉手当にやっと持っていけるようになったかなということで、平成30年6月からの勤勉手当に適用していくというふうに進んでいるところでございます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。



13 番（平岡きぬゑ君） 国の公務員の法律の改正に伴って、そういう能力であるとか、実績などを評価していく制度を導入した法律に伴ってやっているわけだけれども、その評価の内容などについては、いわゆる任命権者が、そこでつくれるというふうになっているんじゃないかなと。

だから、一律に、どんな形で評価しているのか、今の説明では理解できないんです。

人を評価するということ、特に、公務員は、いわゆる民間の方と違って、憲法でちゃんと明記してある全体の奉仕者という立場を持っている人なので、それを評価するというあり方、そもそもところがわかりづらいので、どんな評価をしているのか。今まで、かけてやってきたと言われるんだけど、ちょっと、それを、いわゆるお金に、評価が低い人は勤奨手当を下げるとか、評価が高い人は上げるんですか、ちょっと、そこらへんもわかりづらいところなので、説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 非常に評価というのは難しゅうございます。

実際にやってみましても、その大変さというのは、評価者は痛感していると思います。

確かに、民間で、即営業成績を、年間の売り上げとか、月の売り上げ目標とかを求める、我々の今、制度で言いますと、業績目標になろうかと思いますが、具体的に達成を設けてやるという、ちょっとそれとは違う、例えば、窓口業務とか、例えば、現場の業務とか、それぞれ、いろんな業務がございますので、確かに点数というのは、非常に付けがたい評価制度ではあるかもわかりません。

しかし、その中で、地方公務員に合った、自治体職員に合った評価制度を、これまでの平成 28 年度取り入れる前から、管理職対象にやっておりましたが、佐用町にあった評価制度を、いかに取り入れるか、経験の中でやって、今回初めて、勤奨手当まで反映しているんじゃないかということで、取り入れた内容でございます。

確かに、その項目というのは、非常に判断しづらい内容があるかも知れません。そのへんは、評価のマニュアル等で、こういう状況であれば、例えば、標準の評価、例えば、能力評価でしたら A、B、C、D の 5 段階あるわけなんですけど、こういう項目で、こういうふうにやっておれば、ここは例えば A ですよとか、ここは B です。

ただ、それを極端に出せませんので、普段の行いを記録に残す、そういう表もございません。評価者が、それぞれ普段の職員の行いも残していく。これは、通常の今までも条例にもありますように、勤奨手当、6 月 1 日と、12 月 1 日に、それぞれ勤奨の状況に応じて勤奨手当を支給するという、これも条例にありますので、従来からあったわけなんです。これを、きっちり評価制度に基づいて、今回から取り入れていくというのが、今回の評価制度の 1 つの方向であります。

それから、確かに、言われますように、勤奨手当で、6 月の勤奨手当以降に応じて上がる人、それから下がる人も出てくるというふうになります。

問題ないという言い方おかしいですけど、その枠内の点数であれば、通常どおり、勤奨手当は、今、100 分の 90 でございます。0.9 月でございますけど、その点数クリアしておれば、これは通常どおり、パーセントで言えば 100 パーセントですけれども、月数で言えば 10 分の 9 月が支給されるということで、それ以外の方は、一定の比率で幾らか上がる、幾らか下がるというふうになっております。

参考までに言いますと、5段階ありますが、最終的に一番上のAになりますと100分の4パーセント、100分の4パーセントと言ったらおかしいですね、100分の4、4パーセントです。

それから、B段階のBに判定されますと100分の2、Cで100分の100パーセントです。100分の100。それから、Cになりますと98、2パーセント減。Dになりますと、

[副町長「Dが98」と呼ぶ]

総務課長（森下 守君） Dが98です。

E、一番下の5段階目ですけど、96ということで、4パーセント減ということです。

なお、その範囲についても、C以外につきましては、全体職員数の何パーセント以内を限度とするというふうな内規等も決めて進めております。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 遅きに失したかと思えますけれど、動き出したことはいいことだと思います。

一般職も含めて、平成30年からやるということで、事実、そしたら管理職の分は、平成28年度からやられておると言われておりましたけれど、反映、プラスマイナスも含めて、管理職では、事実、そういう方があったんかどうか。それお伺いします。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 先般の課長会等でも、既に、評価を発表し、今、育成面談、先ほど、町長の答弁の中にありましたように、今、評価者がまさしく、被評価者、職員に対して育成面談をし、その評価結果に基づいて指導をしたり、また、職員が評価者に対して相談ですかね、そういう機会を、この3月の16日までにやってくれということで、今、指示をしている最中でございます。

その中で、今、言われましたように、人数はあるんですけど、誰がどうの、こうの、ちょっと、ここでは言えませんが、対象者としてはBがありました。2段階目のBがございました。今でいきますと、約10名程度でございます。

それから、Dが、今、報告しているのは若干名。若干名Dございました。

ただし、今回、課長会で報告する、これ職員にも回覧をしているわけなんですけど、このDに入っているのは新人職員、平成29年度に採用された職員は、即業績目標が立てられないということで、業績目標を外しておりますので、能力評価だけになっております。能力評価と業績評価が、それぞれ配分がありまして、それに掛け合わせて最終の点数が出ておりますので、Dの数字が若干出ているようになるんですけど、最終的には、その方を外してDの職員が若干名いるということで、今回、課長会のほうに報告をさせていただいているということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そしたら、今、町長が、当初述べられた、住宅家賃のんで、町長と副町長が10分の1の減給、そして、一般職についても、また、今後、発表していくと言われましたけれど、それらとの、この評価との関連性というのは、どんなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の評価につきましては、4月から12月いっぱい。平成29年の4月から12月いっぱいまでの能力と、それぞれ職員が掲げた業績に基づいてやっているのが、1つの点です。

それは、評価で、日々のその業務の内容についての評価者が、どういうふうに、それを評価していったか。自己がどれだけの、それだけの能力を出していったか。業績、目標に向かって働いていったか1点で評価をしております。

今回の今出ております住宅家賃等も含めて、ほかのいろんなことで、そういう職員に対しての業務としての不手際があった場合につきましては、もう1つの、よくここで報告が、よくと言ったら失礼ですけど、報告がある場合があると思いますけど、職員の懲戒処分の規定等がございますので、その規定に照らしあわせて、職員の分限につきましては、行っているところでございます。

これまでの処分につきましても、職員からの聞き取り、そして、その審査会において決定し、分限については、その規定に基づいて行っているということでございます。

職員等が、どういうことをしたか、どうのこうのかかわらず、能力評価とか業績評価については、通常の業務をどうしたかという内容で評価をしていきますので、そこで不手際が、例えあって、その能力が発揮できななんだにしても、その不手際を、例えば、責任感が強くて、どういうふうに上司に対しての報告、町民に対しての報告をすれば、また、それは、能力の中、また、評価の中でも、それは、どう言う対応をしたということで、評価者は見ていくというような、評価のほうは、非常に複雑になるわけなんですけど、分限のほうは、肅々と、そういった形で、聞き取り調査、そして、規定に基づいて対応していくということで、今現在、進めている最中でございますので、また、それについては、報告ができるようになるかと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） そうやって、信賞必罰制度も含めて、頑張った者には、当然、プラスアルファなり、そして、やっぱり町に対して損害、もしくは、いろいろな不名誉な行動があれば、当然、マイナスということで、メリハリをつけてやっていただくことを、町民やっぱり、みんな右へ倣えの同じであれば、やはりぬるま湯につかったような格好になりますので、ひとつそういうようなことを取り入れて、頑張っていたいただきたいと思えます。

以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 評価につきましては、絶対評価ですか。相対評価ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 絶対評価でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 職員の皆さんの立場からすると、納得性というところからすると、それは、どうなんでしょうか。相対評価のほうが納得性はないですか。いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） それは、人事評価制度を取り入れる時に、相当、こちら側も検討させていただきました。

当然、近隣の市町と先行してやられているところのやり方等も、そこでのメリット、デメリットも含めて、職員のそれぞれの班の評価者の対応、それから、町としてのそういったことも含めて、いろいろ検討していきました。

確かに、相対評価、絶対評価、それぞれ、メリット、デメリットございます。いい面も悪い面もございますので、町としては、どういった形で進めるかの中で、最終的には絶対評価方式で進めていったということで、それに対してのコメントは、私のほうには、直接入っていないんですけど、職員としての思いは、それはちょっと、私もわかりませんが、町としては、そういう姿勢で進めていくということで、職員のみんなには理解をいただいていると、私は、思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） そうすると、将来的にですけれども、絶対評価を相対評価に変えるということもあり得ると、それは、どうでしょう。

始まったばかりなんですけれども、その状況を見てということありますけれど、その納得性というところからすると、相対評価という形のほう、それぞれのメリット、デメリットありますけれども、そういうことは、まだ、今は言えないですか。

議長（岡本安夫君） 総務課長。

4 番（廣利一志君） わかりました。いや、いいです。

総務課長（森下 守君） 申し訳ない。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 今回の改正で、結局、前年の 4 月から 12 月までの評価に基づいて、6 月及び 12 月の勤勉手当について対象になるということで、従来の期末手当、勤勉手当の基準日、あるいは支給の内容からすれば、半年間の業務に対して、どういうふうな評価がされるかというのが大きな基準でもあるし、今現在もそうだと思うんですね。

さっき、提案説明の中で聞いた中でいけば、総務課長の説明の中にもありましたけれども、前年の分の評価が、そのまま 6 月期、あるいは 12 月期まで、支給率のもとになってくるといって、ちょっとこのところに若干矛盾を感じるんです。この改正案だけでいけばね。

これが 6 月基準日の段階では、4 月から 12 月までの評価点ですと、ただ、6 月から、今度 12 月基準日のやつね、半年間については、変わる可能性があるのか、ないのか、いや全く同じ率ですよということになるのか。そのあたりは。

それと、さっき町長の提案説明の中で、何か、昨年 6 月とか 12 月とかという説明があったのですが、そのところが、ちょっと私、理解ができないので、それも含めて、ちょっと課長のほうから。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 先に提案説明させていただいた中で、私が間違ったところは、取り消して、正しい点について申し上げさせていただきたいと思います。

1 年間の評価を、私、昨年 6 月と、ここにちょっと書いてあるので言ったと思うんですね。そうじゃなくって、翌年ということは、平成 30 年度のこととありますので、そういう点で訂正をさせていただきます。その点についてはね。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） この評価の期間、そして評価の結果を反映するのにつきましても、いろいろ、こっちも検討をさせていただきました。

評価と言えば1年間じゃないかというのがあろうかと思えますけど、ただ、この評価の後の評価、それから調整者の流れ、それから、評価の結果をもう一度、先ほども言いましたように育成面談へ持っていく。そして、それに対しての不服と言いますか、点数に不服がある場合は、それはまた、申し出ができますので、その期間も必要になってくると。そういった経過を踏みますと、なかなか12カ月全部評価をして次のへ持っていく。なかなか期間、すぐまた始まってしまいなすので、そういったことも踏まえながら、4月から12月までの9カ月間にして、この3月、要するに評価者が、基本的には評価者、または調整者が同じその職場、4月から私が、例えば総務課に来ました。総務課の評価者は誰々さんで、被評価者は誰々さん。そして、その評価をし、調整をし、最終的に育成面談までを同一職の中、課の中でやれるように、何とかしたいなということで、今回、1年間の、今、育成面談まで走っておりますけど、現課長が評価すれば、現課長が育成面談ができるというような形でやっているのが、1つの工夫であります。

それから、それを、先ほど、石堂議員が言われました6月ならわかるけど、確かに12月ということになれば、1年先ということになりますけど、これも、いろいろ検討しました。6月は通常の勤勉手当が6月1日と12月1日でありますので、6カ月前まで見れますので、それ通常どおり見れるわけなんですけど、12カ月前というような状況に見受けられません。

これを繰り返し評価をしますと、終わる間際から、もう既に、また評価が始まっていると。その繰り返しをやっていきます。

ましてや評価期間を短くしますと、実質業績評価までいかない。業務は、やっぱり大体1年を通じて、本来は業績目標をやってやるのが理想なんですけど、今回、佐用町の場合は9カ月間の業績目標という形でやっておりますので、その期間も踏まえながら、一番ベストなのは、1年、約半年遅れますけど、12月までの評価をあくまで前年度、平成29年度の評価とみなして平成30年度、平成29年度を平成30年度の勤勉手当に反映すると。2回。

今度、平成30年度の4月から早速の評価も始まりますし、その1年分を9カ月までの能力評価と業績評価をみなして、平成31年度に反映していく。要するに、1年前のそれぞれの評価を翌年度に反映するという考え方で進めていくということでございます。

若干、期間が空きますけど、そういった形で佐用町のほうは始めさせていただいたという状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 制度運用開始なんで、細やかにということは無理かもわかりませんが、本来の勤勉手当の支給の根拠であるところの勤務1年間のうちの半年間、これに対する手当としてという根拠からすれば、少し、内容的にその額を算出する基準というのが、約1年前になるので、そのあたりはどうかなという思いがあります。

それで、しいて言えばですよ、こういうふうな方法があるのか、ないのか、できるのかわかりませんが、今の町のほうが組み立てている制度理論から言えば、6月期はまだ、理解が、受ける側の職員もできるかなと思うんです。

ただ、今度、立場、あるいは職場が4月以降変わって、下半期6月以降、12月までの間、この間の勤勉手当について、前年の全く違う環境職場での勤務とか、そういう評価が根拠になるというのは、若干、受け入れがたいところが出てくるのかな。それと、支出根拠からしても、少し。

さらに言えば、さっきの質問者にもありましたけれども、絶対評価の観点を、少し緩やかに相対評価にということも含めて、これは、それを変えろという話じゃないんです。やっぱり前期の間、6月の基準日以降について、何らかの評点の見直しができるような将来的な制度が要るのではないかなというふうに思うんです。

当然のことながら、1年前、職場環境変われば、業務内容で言えば、評価自身が能力と業務評価ですから、職場が変われば、その半年間が違う職場でやっているのだから、半年間というか、その6月から12月までね。そういうことを、理論上、すんなり納得しようと思えば、ちょっと今の一発だけの評価、前年度分の評価だけでは、12月期の評価を受け入れがたいところがあるのかなという思いがするんですけれど、その点だけ、ちょっと。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 言われることも、わからないことではないです。

ただ、それについても、いろんな、こっちも協議をしました。

本当なら、先ほども言いましたように、1年間がいい。評価が、きっちり1年できて、次の年に反映できる。一番直近に反映できる。また、次の期間の1年なら1年の業績を継続しながらという形で、随時評価をしながら、随時、その結果を求め、それぞれの勤勉手当に反映する。それが条例でいう6カ月以内ということになれば、それもやれないことはないかもわかりませんが、1つ課題になるのは、通常の業務をしながら、その評価を受ける、評価をしていく。そして、通常の勤勉状況も半年間も見えていくと、そういった人事と通常の勤勉も条例上は、このままいきますので、そういうのをやっていく中では、やはり現段階、今回、初めて運営する中では、やはり前年度で一番時期的に可能な評価、そして、可能な評価結果を求めて、次の勤勉手当に反映していくというのが、今の現段階では、ちょっとベストではないかなと。

ただ、今、石堂議員言われました。それから、廣利議員の質問にもありました評価の方式、絶対、相対につきましても、確かに現段階では、何も私も申し上げることは残念ながらできません。今、始まったばかりです。

ただ、今後は、その内容については、どこの市町も、後、当然、反省と言いますか、課題に乗せて、次へ向けての改正といいますか、そういうのは当然、出てきておりますし、我々もどこかでは、それは考えていかなきゃいけないというのは思っております。

ただ、現段階では、そういった方式で来年度から適用するという条例改正ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先に質問した中で、具体的に基準内容が、まだ理解できていないので、書面で提出できるようなものになっているんですか。ちょっと、その内容が明確でな

いのに、どんな評価をして、人によって変わってこないのか。

その評価のあり方が、先ほど言っていましたけれど、職員も納得してというのは、ちょっと難しいんじゃないかと思うんですよ。

でもまあ、聞きたいのは、基準内容ですね。はい、お願いします。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） 出せる範囲で、非常に複雑、また、事務所に寄っていただければ…、わかるんです…、なかなか、これ説明するのも大変だと思いますけれども、必要でしたら、どういう内容が必要でしたか、ちょっとまた、後ほど聞かせていただければ。非常に莫大な資料になりますけれども。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 人が変わりますでしょう。役場の職員もね。ずっと、そこにいるわけじゃないんや。だから、誰が評価しても一定のものが出ないとおかしいじゃないですか。その基準になるものが、どういうものなのかというのが、わからないのに…私は、わかりませんよ。評価される方は、これこれに基づいてと言われているのでしょうか、その基準内容が知りたいということなんです。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） それは、先ほども説明させていただきましたように、それぞれマニュアルがあります。

それから、そういった評価の研修等も受けて、あくまで誰が評価をしても 100 パーセントというのはないにしても、最大限平準化を求めて 100 パーセントに近い評価をできるように、研修もこれまで何回もやらせていただきましたし、そうなるとマニュアル等もつくっております。

ただ、今言いましたように、これができれば 3 点ですよと、そういう点数ではありません。

例えば、今回のオリンピックでフィギュアスケートで技術点がポンと数字が出ていましたね。これをやれば何点です。こういうのは、この評価ではありませんので、その点は、十分に認識をしていただきたいというふうに思います。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありますか。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） 廣利議員。



4 番（廣利一志君） 評価者と被評価者の面談のことを、年度で見ますと、どのタイミングで何回の面談があるんでしょう。

要するに年度の最初で、目標設定のところの面談というのが、当然、あるというふうに思うんですけども、要するに、実績の評価の面談というのを、どのタイミングでやるんでしょうかね。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 業績評価のことを言われていると思いますけど、業績評価につきましては、課の目標を、まず、設けさせてもらっています。

その課の目標、また室で目標を設けるともありますけど、その目標に基づいて、職員が課または室の目標に基づいてやる目標と、いや個々に、それとは別に、そこに上っていないけどいないけど、個々にも目標持てるような、どういう選択も各職員ができるようにしております。

その目標に基づいて、ちょっと日付は忘れちゃったけど、4月か5月か、ちょっと忘れちゃったけど、能力は目標出さんでいいんですけど、業績目標は目標を出して行って、評価者が、そこでチェックをさせてもらって、チェックをして、その段階で、この目標はというふうな形で、どうしても面談をする必要がある場合は、評価者がやっていると思います。

しかし、この目標、ちゃんと課の目標、室の目標に基づいて出ている。これだけの目標をやって頑張ってくれるという場合は、そのまま評価者が、今度は調整者に上がって行って、最終集計、これは当初の目標なので、集計して残るだけですけど、それに基づいて、今度、評価者が被評価者、職員が、ちゃんとやっているかどうかというのが、この9カ月間になるうかと思います。

それから、その12月末で、一応、それぞれ能力評価と業績評価の期間終わりますので、1月のいついつまでに、それぞれ自己が、その能力と業績に基づいた自分の今度評価をします。その評価をいついつまでにまとめて評価者に提出し、評価者が必要に応じては、その時に面談がある時もあるかもわかりません。それは、必要に応じてです。

そのまま評価をして、その結果に基づいてつけ加えること。項目によっては、上げたり下げたり、当然あるかと思いますが。そこに、きっちり評点の増減がある場合は、そこに評価者が指示をします。

そして、それを調整者に上がって、調整者がなおかつ、いやいや違うよと。この子は、こういう形で、こういうふうにしたからこうですよというの、また、増減する場合は、調整者が、その説明書きのところへ入れて行って、最終的に、その方の被評価者職員の点数が出てくるようになります。

その結果に基づきまして、今、冒頭述べました、3月の16日、まさしく今、やっているんですけど、評価者が職員と一人一人面談して、その評価の内容についての説明、意見交換、職場の話が出るかもわかりません。そういったことを含めて、この3月、約2週間ぐらいになります。3月1日に課長会で配布をしましたので、その後、すぐやっていると思いますので、この2週間以内で、それぞれ面談をやっていただくというのが、始めと終わりだけの説明でございましたけど、そういう流れでやっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 民間が先行して、これやっているんですけども、我々経験しているのは、年始初めに面談をして、年央面談と、年度末の面談と、年度末が、要するに3月等は、なかなかできないので、その評価、勤勉手当の支給の件がありますので、だから、12月の面談というのは、ある時もない時もあるということですよ。今の説明だと。そうではないですか。

やっぱり、そのあたりの面談が、結局、きっちりとされて、そのことが職員の皆さんの納得性というところにもっていく、あるいは室の目標とか課の目標というところの共有化ということが、その面談の中でできるのではないかなと思うんです。いかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） あるかないか、どうかの月数にすれば、4月か5月、冒頭、業績目標を上げる時でございます。

今回の3月にやっている最後、要するに12月までの結果に基づいた評価者が被評価、職員に対しての説明の育成面談は、これは必ずやらせております。これは、昨年度から始まっておりますけど、これは全職員が対象者、評価しております。これが2週間です。冒頭、春先の業績については、各課、室に応じては、若干、違いがあるかもわかりません。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬる君） 議案第5号、佐用町の職員の給与に関する条例改正について、反対の立場から討論を行います。

町職員は、憲法15条2項が定める全体の奉仕者として、公正中立の立場で町民の利益と福祉のために、その能力を発揮するべきものです。

町長など任命権者の言いなりへと偏執されかねません。

こうした人事管理は、人件費削減方針なのでこになるもので、人事評価で人件費削減を進めることは許されません。

以上の理由で反対します。

議長（岡本安夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって、議案第5号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。  
それでは、ただ今から休憩をとり、再開を11時35分とします。

-----  
午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

---

#### 日程第11. 議案第6号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第11、議案第6号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
今回の条例は、佐用町歯科保健特別会計を廃止しようとするものでございます。  
南光歯科保健センターの体制については、これまでもご説明申し上げておりますとおり、一般歯科診療を廃止し、予防・啓発・指導及び訪問歯科診療を中心とした歯科保健事業を実施いたしますので、平成29年度末をもって同会計を廃止し、平成30年度からは歯科保健に関する事業経費を一般会計で対応していきたいと考えております。  
また、附則の経過措置につきましては、改正条例の施行日以降における、平成29年度会計分の処理を行う旨、規程をするものでございます。  
ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第6号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第7号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第12、議案第7号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第7号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。  
今回の改正は、消防団員の処遇改善のため報酬額を引き上げる改正でございます。  
これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年に制定され、佐用町においても地域防災力の充実強化を図るため、消防車両の更新や資機材の整備を行っておりますが、平成30年3月31日をもって消防団の支団制の廃止で、組織の見直しをされるこの機会に報酬額の引き上げを行うものでございます。主に報酬額が低い団員及び班長と今後負担が増える団長、副団長の報酬額の引き上げを行うものでございます。  
現在、消防団員は957名で、年々団員数が減少しており、平成30年4月以降は907名となり50名の減となります。今後もさらに団員数の減少が見込まれることから、一人一人の負担が増えるため消防団員の処遇改善を図る必要がございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 金額は、高いとか低いとかじゃなくて、この金額の単価について、どういうふうなところから、この金額になったのですかということを知りたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この金額の算定につきましては、県内の各町などの報酬額を参考にして決めさせていただいたものでございます。

その上で、団長、副団長、それから班長、団員ということで、今、町長が提案説明いただいたものについて引き上げを行うということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第7号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第8号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第13、議案第8号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、平成29年度以降扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなりました。この変更により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成30年2月7日改正をされたことに伴い、佐用町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、補償基礎額の加算額を平成29年度と30年度で段階的に改定するものでございます。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 自ら仕事をしながら、こうやって町のために頑張っているというので、たくさんもっと、差し上げたいという気持ちは持っておりますけれど、事実、この公務災害について、最近、こういう該当する方があったんかどうか、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 1件ございまして、今年、去年ではないんですけど、一昨年ぐらいですかございまして、この公務災害にかかれた方はいらっしゃいます。

これは、やはりボランティアとか、そういう中でケガをされたり、そういうことがございますので、ただ、この扶養親族のある場合の、この公務災害補償というか、ここまでの方はいらっしゃいませんけれども、けがをされたりとか、通院をするような形で補償させていただいたことはございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第8号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第9号 佐用町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第14、議案第9号、佐用町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、佐用町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正により、平成30年4月から新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されたことに起因するものでございます。

在宅老人介護手当につきましては、居宅において、常時介護を必要とする方の介護者に対して支給されるものでございますが、条例第8条において、介護老人福祉施設へ入所した場合など、その受給資格の消滅事由を定めております。

同条の改正は、冒頭申し上げました介護医療院の創設に加え、介護保険制度の居住系サービス、入所系サービスにおきまして、さまざまな形態の施設が存在する現状に鑑みまして、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど、受給資格消滅の対象となる施設を規則に委任する形で明示し、事務の円滑化を図るものでございます。

また、改正前の条例第8条第5号に規定する老人保健施設は、介護保険施設でございますので、先ほど申し上げました、規則で定める介護保険施設等の範疇に規定を移しかえております。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 消滅する施設の具体的な事例として、規則で定めるということで、1番にあります介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）ということなんですけど、地域密着型は、そういうデイサービスであるとか、そういうものも含まれるんですか。それを消滅する対象にしたという点について、ちょっと説明をお願いできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この場合、規則の第8条の2の第1号に定めておりますのは、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームに限定したものでございます。

ただし、先ほど、ご質問にありました介護老人福祉施設には、県が指定するものが、いわゆる介護老人福祉施設でございまして、町が指定する小規模な、いわゆる小規模特養と呼ばれるものが、地域密着型と言いまして、町が指定するものでございますので、ここに介護老人福祉施設とだけ書いてしまうと、いわゆる小規模特養、地域密着型の定員20人未満のものなんですけれども、そういうものが含まれないというような誤解、そういった誤った解釈が生ずるといけませんので、あえて括弧書きで、そういうことを明示したということでございます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その場合、グループホームとか、小規模のそういう施設ができた場合、前もって、その施設から役場のほうへ届けがあって、役場のほうが、何らかの認定なのか、OKですよというやつを出すかどうか、そこらへんは、どんなん。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） まず、各施設から、こういった施設から、こういった方が入所されましたよという連絡表をいただきます。

それで、各住民の方、個々のそういった施設への入所に対しまして、佐用町が許可をするとか、だめですよとか、そういうことを申し上げることはないわけでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そのだめですよとか、いいですよとかいうんじゃないかって、その施設へ入った人に対しては、このやつが全部全て該当するのかどうかということも、そういうやつが役場から何か、その施設に対して通知が行くのか、そこらへんについて、ちょっとわからんから聞いたんであって。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 在宅老人介護手当は、先ほど、町長が申しあげましたように、自分の家とといいますか、居宅で介護されておれば1万円、月額出るというものでございますので、当然、こういった施設に入所されたということを、こちらが把握しましたら、その介護している人ですね、老人本人ではなくて、介護されている方に対して、該当しなくなりましたよといったような文書は出すようにしております。

だから、そういった施設や本人とといいますか、お年寄りですね、多くの場合は、そういった方に対しての通知というのは、特に、こちらからは出してないわけでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕



議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第9号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第9号、佐用町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第10号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第15、議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第10号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県の平成30年度国民健康保険運営方針に沿った保険税の賦課割合に合わせるために、段階的に見直しをかけるものであります。

ご存じのように、国民健康保険の制度改革は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものでございます。

各市町は、県が統一基準により算定した国民健康保険事業費納付金を納付することとなりますが、その算定方式は資産割を除いた3方式を採用しております。これは、将来的な保険料負担の平準化を図る観点から、市町における保険料の標準的な算定方法は、3方式を採用することとしたことによるものであります。

所得割、均等割、平等割の3方式を採用している市町が22市町、資産割を含む4方式を採用している市町が19市町となっており、被保険者数及び世帯数の割合では、8割以上が3方式となっておりますが、他の4方式を採用している市町も3方式に移行を図っている状況でございます。

町の改正前の応能割は、所得割40、資産割10の賦課割合を想定をして税率を決定しておりましたが、今回の改正において、資産割の税率を半減した上で、応能割50、応益割50の賦課割合を想定した税率でございます。

また、近年、国民健康保険税の税率改正は2年に一度の割合で行っておりますので、平成32年度課税分より、資産割による賦課を廃止する予定でございます。

県が算定した国民健康保険事業費納付金の額は、年度内で変更が行われませんので、その額を納付する必要があります。被保険者数が減少する傾向がある中、町の国民健康保険財政安定化を図るためにも、今回、国民健康保険税の税率の改定を行うものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 10 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。  
議案第 10 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 16. 議案第 11 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 16、議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
今回の改正は、第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間である平成 30 年度から平成 32 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の基準額を月額 6,900 円に、所得に応じた段階区分を 10 段階に改正するものでございます。  
まず、保険料の基準額でございますが、計画策定過程における国の「見える化」システムによりますと、年額 8 万 3,172 円、月額 6,931 円と計算されるわけでございますが、月額の端数を切り捨てまして 6,900 円、年額で 8 万 2,800 円と定めております。  
段階別の保険料率につきましては、第 5 条第 1 項、各号に掲げておりますが、今回の保険料改定につきましては、所得に応じた段階区分の見直しも行っており、前回、第 6 期計画におきましては 9 段階でありましたものを 10 段階、区分を 1 段階増やしております。  
保険料の基準月額を現行 5,600 円から改正後 6,900 円に引き上げざるを得ない状況でございますが、この要因といたしましては、第 7 期計画期間中の保険給付費等の見込額をもとにご説明を申し上げます。  
ベースとなる、第 6 期計画期間中の実績見込額でございますが、平成 27 年度から平成 29 年度の合計を、66 億 7,637 万 7,302 円と予測しております。  
増加要因の 1 つは、まず、この実績見込額に基づく現行制度における増加額、いわゆる

自然増でございますが、6億5,147万1,062円と見込んでおります。

それに加えて、介護報酬の増額改定、介護職員の処遇改善の拡充など、制度改正に伴う増加分として、1億125万6,400円が見込まれます。

さらに、本町の特殊要因といたしまして、医療施設から介護医療院への転換、小規模多機能型居宅介護・サテライトの開設など、介護サービスの皆増分といたしまして、4億4,009万9,958円を見込みました結果、これらの合計78億6,920万4,722円が、第7期計画における保険給付費等の見込額総計となるわけでございます。

この78億円余りの保険給付費等を賄うために必要な保険料収入額を求めますと、15億5,077万4,572円となり、改定後の保険料率に基づきまして賦課・徴収を行いますと、計画期間3年間で、見合いの保険料収納額を予定するわけでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第11号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

議案第11号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第11号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17. 議案第12号 佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第17、議案第12号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第12号、佐用町

南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

南光歯科保健センターにつきましては、平成 30 年 4 月からは、訪問歯科診療及び居宅療養管理指導等を中心とした業務を行うため、利用者からの使用料及び手数料を従来からの健康保険法の規定に基づく、診療報酬の算定方法により算定した額に加え、新たに介護保健法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいた額を追加するため条例の改正をいたします。

また、併せて診療報酬の算定方法についても、改正が行われており、引用条文を平成 20 年厚生労働省告示 59 号の別表第 2 歯科診療報酬点数表を引用するため条文の改正をいたします。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 12 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

議案第 12 号について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、佐用町南光歯科保健センター条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 1 時 15 分とします。

午後 00 時 02 分 休憩

-----  
午後 01 時 15 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

---

日程第 18. 議案第 13 号 佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 午前中に続いて、日程第 18、議案第 13 号、佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 13 号、佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、旅館業法の一部を改正する法律の施行等に伴い、佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正するものでございます。

このたびの条例の主な改正は 3 点でございます。

1 点目は、旅館業法の一部を改正する法律が平成 29 年 12 月 15 日に公布され、旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、施行期日を平成 30 年 6 月 15 日とすることに伴い、本法律の規定を引用している条項の改正を行うものでございます。

2 点目は、佐用町第 2 次総合計画が、平成 29 年 3 月に策定をされたことに伴い、用語の改正を行うものでございます。

3 点目は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を引用している条項の改正が、平成 27 年 6 月 24 日公布、同日施行されていることに伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号、佐用町良好な環境の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 19、議案第 14 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。  
施設の魅力をさらに高め集客増を図るために、現在、建設中のツリーハウスの施設使用料価格を設定するものでございます。  
また、新規購入いたしましたレンタル品のティピーテントにつきましては、自然観察村の施設利用者に対し貸し出す普通財産に当たるために、規則で新たに料金を定めるものでございます。  
以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） この文言の中で、ティピーテントと謳われておりますが、それは、どのような物か、ちょっと私もわからないので、ちょっと、教えてもらいたいというのと。  
それから、ここ 2、3 年、入込客の推移とかいうのは、どんな状態なんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） それでは、お答えいたします。  
ティピーテントと申しますのは、アメリカ大陸のインディアンのほうが使っていた円錐形のテントでございます。  
床の直径が約 4.2 メートル、高さが約 4 メートルのテントでございます。  
主に中で、真ん中にバーベキューコンロを置いて、その周りに 6 人ぐらいがゆったりと座れるような、そういった広さのテントでございます。  
そのティピーテントのほうは、冬の間、閑散期に使っていただくようなテントございまして、その閑散期の集客増につなげたいということで、購入をしております。  
最近の入り込みの客数ですけれども、平成 21 年の災害でかなり利用者数が減っておったんですけれども、近年、年々元に戻りつつあります。ただ、今のところ、まだ、平成 21 年以前のところまで戻るところにはいっておりませんが、大分、そこに近くなってきているという状況でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 20. 議案第 15 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について  
日程第 21. 議案第 16 号 園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 20 に入ります。日程第 20 及び日程第 21 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 20、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について及び日程第 21、議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定についてを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 15 号と議案第 16 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

この条例改正は、園芸施設共済に危険段階別共済掛金率を導入するものでございます。

危険段階別共済掛金率は、各農家の被害率に応じた共済掛金率を設定することで、被害の少ない農家の経営意欲を向上させる効果や被害の多い農家の経営意識や事故低減意識を高める効果が期待でき、さらに導入による掛金率引下げは農業者の加入意欲の向上につながることも期待ができます。

平成 29 年法律第 74 号、農業災害補償法の一部を改正する法律により、平成 31 年 1 月以降に共済責任期間が開始する全ての共済目的に危険段階の導入が義務づけられたところですが、平成 29 年 4 月に開催された都道府県農業災害補償法制度関係主管課長会議において、加入推進を図る観点からも平成 30 年 4 月から導入するよう国から指導が

あったところでございます。

これまで、本町の園芸施設共済につきましては、施設ごと、共済目的ごとの共済掛金率を一律といたしておりましたが、農家間での被害の発生状況が異なり、掛金負担の公平性を図るため、このたび危険段階別共済掛金率を設定するものでございます。

次に、議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階別共済掛金率の設定についてのご説明を申し上げます。

園芸施設共済の危険段階区分については、過去 5 年間の平均被害率により 5 段階に設定し、危険指数の最小値を 1 とし、最大値を 1.25 倍として設定をいたしております。

危険段階の導入により、無事故農家の場合、従来の農家負担額より約 6 パーセントの減額となります。

なお、この設定案につきましては、去る 2 月 23 日に開催をいたしました佐用町損害評価会において審議をいただき、適正である旨の答申をいただいております。

農業災害補償法第 120 条の 23 第 3 項の規定に基づき県知事の認可を受けるため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第 15 号と第 16 号の提案説明をさせていただきました。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今議題にしております議案第 15 号及び議案第 16 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

まず、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで議案第 15 号に対する質疑を終結します。

続いて、議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで議案第 16 号に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 15 号及び議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について及び議案第 16 号、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率の設定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 22. 議案第 17 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について



議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 22、議案第 17 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

かねてより実施をいたしております汚水処理施設の統廃合事業の一部完成により水谷クリーンセンター及び本位田クリーンセンターを廃止、特定環境保全公共下水道佐用処理区への統合が完了をいたします。

これに伴い、本条例にある施設名称、位置及び処理区域について削除するものであります。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案につきましては、本日即決とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これ統合した場合、その容量的には、どんなんでしょう。そのした場合。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） はい、お答えいたします。

容量的なものなんですけれども、受け入れ先の佐用処理区のほうで、容量的には十分賅えますので、それに基づいて、佐用町のほかの施設も一緒なんですけれども、受け入れ施設の余力がありますので、統合を行っていくということでございます。

7 番（岡本義次君） 十分いけるということやね。

上下水道課長（森田善章君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 23. 議案第 18 号 佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 23、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律が、平成 30 年 4 月 1 日に施行となりますが、その中で高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定が新設をされます。

これに伴い、町の条例を一部改正するもので、その内容は、国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療へ移行する際、住所地特例を引き継いで従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを規定をしております。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 18 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

議案第 18 号について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題としております議案第 18 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、佐用町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 24. 議案第 19 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 24、議案第 19 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 19 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則及び介護保険法の改正に伴うものでございまして、条例第 3 条の改正につきましては、指定地域密着型サービス事業者のうち、看護小規模多機能型居宅介護に係る指定申請者の基準に、「病床を有する診療所を開設している者」を追加するものでございます。

指定地域密着型サービス事業者の指定申請を行うことができる者は、現行法令上、法人に限定をされておりますが、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、サービス供給量を増やす観点から、国の基準が緩和され、診療所からの参入を可能にしたものでございます。

改正後の条例第 5 条及び第 6 条につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定基準と、同事業の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

これは、保険者機能強化の観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、町が指定を行う他のサービス事業者と同様、規程の整備を行うものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 19 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

議案第 19 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 19 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 25. 議案第 20 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 25、議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、町が指定する介護サービス事業者の、新規指定・指定更新申請に係る審査手数料を、新たな手数料として定めるものでございます。

先ほど、上程されました議案第 19 号とも関連があるわけですが、居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に委譲されたことに伴い、新規事業者は言うまでもなく、既存の事業者も来年度以降は町に対して指定申請を行うこととなります。

県は、平成 21 年度から介護保険法に関する手数料として、当該居宅介護支援事業者も含めた県指定の介護サービス事業者から手数料を徴収しており、町におきましても、受益者負担、財源確保の観点から、当該居宅介護支援事業者のほか町指定の介護サービス事業者につきましても、県同様の手数料負担をお願いしようとするものでございます。

ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 20 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みいただき、質疑をお願いします。

議案第 20 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 20 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

- 
- 日程第 26. 議案第 21 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について  
日程第 27. 議案第 22 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 28. 議案第 23 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 29. 議案第 24 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 30. 議案第 25 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 31. 議案第 26 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 32. 議案第 27 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 33. 議案第 28 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 34. 議案第 29 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 35. 議案第 30 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 36. 議案第 31 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 26 に入ります。日程第 26 から日程第 36 までについて、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって日程第 26、議案第 21 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）についてから、日程第 36、議案第 31 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでを、一括議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（岡本安夫君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 21 号から議案第 31 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 21 号、佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 6,137 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126 億 3,012 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、3,919 万 6,000 円の増額でございます。うち、町民税・固定資産税・入湯税は、それぞれ 1,949 万 9,000 円、2,767 万円、50 万円の増額。軽自動車税・町たばこ税は、それぞれ 30 万 8,000 円、816 万 5,000 円の減額。各税目において収入見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、457 万 6,000 円の減額であり、うち、分担金は 169

万 8,000 円の減額、負担金も 287 万 8,000 円の減額で、各事業の精算見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、148 万 8,000 円の増額で、うち、使用料は 64 万 8,000 円、手数料は 84 万円、それぞれ増額でございます。

国庫支出金につきましては、4,742 万円の減額です。うち、国庫負担金は 100 万 1,000 円の減額でございます。国庫補助金は 4,641 万 9,000 円の減額で、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金の減額が主なものでございます。

県支出金につきましては、9,377 万 7,000 円の減額で、うち、県負担金は 50 万円の減額。県補助金は 4,516 万 3,000 円の減額で、民生費、農林水産業費など、各事業の精査によるものでございます。委託金は 4,811 万 4,000 円の減額で、県営地籍調査事業委託金の減額が主なものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 319 万 7,000 円の減額で、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて、利子を補正いたしております。

寄附金につきましては、2,462 万 9,000 円の減額。ふるさと応援寄附金は、収入見込額に応じて減額をいたしております。

繰入金につきましては、基金繰入金 2 億 8,245 万 8,000 円の減額で、財政調整基金繰入金を大幅に減額いたしております。災害復興基金繰入金は、被災町道整備事業など各充当事業の精査により減額をいたしております。

諸収入につきましては、1,330 万 4,000 円の減額で、うち、受託事業収入は 150 万円、雑入は 1,180 万 4,000 円、それぞれ減額でございます。

町債につきましては、3,270 万円の減額で、過疎対策事業債は、ソフト事業にかかる追加配分額を増額。ほかは、各事業の精査による減額が主なものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。予算書 3 ページをご覧ください。

総務費につきましては、4,366 万 7,000 円の減額で、うち、総務管理費は 1,659 万 2,000 円の減額、事業の精査によるものでございます。企画費においては、歳入でご説明をいたしましたふるさと応援寄附金の減額にともない、記念品及び報償品代など、関連経費を減額いたしております。徴税費、戸籍住民登録費、選挙費は、それぞれ 1,172 万 9,000 円、278 万 7,000 円、1,255 万 9,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、6,503 万 6,000 円の減額で、うち、社会福祉費は 3,660 万 2,000 円の減額で、事業の精査によるものでございます。児童福祉費は 2,843 万 4,000 円の減額で、同じく、各事業の精査によるものでございます。

衛生費につきましては、1,115 万 6,000 円の減額。うち、保健衛生費は 948 万 7,000 円の増額で、予防接種委託料など各事業の精査によるものでございます。清掃費は 2,064 万 3,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、1 億 980 万 3,000 円の減額で、うち、農業費は 5,624 万 9,000 円の減額。地籍調査事業費は、県支出金の減に伴い、事業費を減額しております。自然観察村運営費では、駐車場・テントサイトを増設するため、土地購入費を追加計上いたしております。林業費は 5,355 万 4,000 円の減額で、林内路網整備事業、荒廃溪流整備事業など、各事業の実績見込みによるものでございます。

商工費につきましては、826 万 9,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、1 億 3,967 万円の減額で、うち、土木管理費は 2,054 万 5,000 円の減額。急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額でございます。道路橋梁費は 1 億 1,895 万円の減額で、道路新設改良・橋梁長寿命化事業など、実績見込みにより減額をいたしております。下水道費は 215 万 4,000 円の減額で、住宅費は 197 万 9,000 円の増額で、家賃の算定誤りによる住宅使用料返還金を追加計上をいたしております。

消防費につきましては、2,510 万円の減額で、各事業の実績見込みによるものでございます。

教育費につきましては、4,351 万 9,000 円の減額。うち、教育総務費は 107 万 1,000 円の減額、小学校費は 1,347 万 3,000 円の減額、中学校費は 826 万 9,000 円の減額で、それぞれ、精査によるものでございます。社会教育費は 964 万 4,000 円の減額で、生涯学習事業、文化財保護事業など、各事業の精査によるものでございます。保健体育費は 1,106 万 2,000 円の減額で、各施設運営費の実績見込みによるものでございます。

災害復旧費につきましては、12 月補正にて計上いたしました災害復旧工事補助金を、300 万円増額いたしております。

公債費につきましては、4,897 万 7,000 円の増額。元金は、繰上償還の原資として 7,197 万 7,000 円を増額、利子は 2,300 万円を減額いたしております。

諸支出金につきましては、6,713 万 4,000 円の減額でございます。うち、公営企業費は 40 万 9,000 円の減額。基金費は 6,672 万 5,000 円の減額でございます。ふるさと応援基金積立金については、任意積立を行わないとする方針のため、大幅な減額となっております。他の基金積立金は、利子の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりましてご説明を申し上げます。予算書 5 ページをご覧ください。

家屋評価業務委託事業 1,620 万円、産地パワーアップ事業 2,308 万 5,000 円、道路新設改良事業は町道小山安川線改良事業費 3 億 2,600 万円、農林水産施設災害復旧事業 650 万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりご説明をさせていただきます。

観光関連施設整備事業は、南光自然観察村の土地購入事業として、限度額を追加計上するものでございます。

過疎地域自立促進事業は、追加認定により、限度額を 1 億 8,900 万円に改めます。

農業生産基盤整備事業は、県営ため池改修事業の事業費増額、社会体育施設整備事業は、町民プール改修事業の実績見込みにより、それぞれ限度額を改めるものであります。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 22 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,392 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 309 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表の歳入歳出予算補正によりまして、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、293 万 7,000 円の減額で、現年課税分の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、4,666 万 5,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金は、医療費及び拠出金等の実績見込みにより 4,981 万 8,000 円の減額。国庫補助金は、国保制度関係業務準備事業費補助金の増額により 315 万 3,000 円の増でございます。

療養給付費等交付金につきましては、療養給付費退職分の実績見込により 2,000 万円の減額でございます。

県支出金は、県補助金で 15 万 3,000 円の増額であります。

財産収入につきましては、保険給付費準備基金預金利子で 4,000 円の増額であります。

繰入金につきまして、他会計繰入金 2,038 万 2,000 円の減額であります。

諸収入につきましては、590 万 4,000 円の増額でございます。うち、受託事業収入は、特定健診審査等受託料の精算により 36 万 6,000 円の増額であり、雑入は、交通事故第三者納付金の実績見込みにより 553 万 8,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費 292 万 7,000 円の減額でございます。

保険給付費につきましては、療養諸費で、実績見込みにより 8,000 万円の減額でございます。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費で、実績見込みにより 100 万円の減額でございます。

基金積立金につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金で、4,000 円の増額であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 23 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 225 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金で 3 万 1,000 円の増額でございます。

諸収入は、償還金及び還付加算金で実績見込みにより 47 万 7,000 円の増額であります。

次、歳出について説明を申し上げます。

保健事業費は、2 万円の増額です。

諸支出金は、償還金及び還付加算金で、精算見込みにより 48 万 8,000 円の増額でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 24 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,444 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

保険料につきましては、247 万 6,000 円の減額で、現年度分普通徴収保険料の実績見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万円の増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、2,618 万 6,000 円の増額で、国庫負担金におきまして、法定負担分の概算交付額の実績見込みでございます。

支払基金交付金につきましては、1,196 万 3,000 円の減額で、これにつきましても、実績見込みであります。

県支出金につきましては、43 万 9,000 円の減額で、県負担金におきまして、法定負担分の概算交付額の実績見込みでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入におきまして 5 万 1,000 円の増額。介護保険給付費準備基金預金利子の増額であります。

繰入金につきましては、745 万 9,000 円の減額でございます。一般会計繰入金 161 万 9,000 円、基金繰入金 584 万円、それぞれ減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 134 万 1,000 円の減額で、食の自立支援事業利用料等、実



績見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、230万5,000円の減額でございます。うち、総務管理費におきまして120万6,000円の減額で、電算システム改修費の減額が主なものでございます。介護認定審査会費におきましては105万円の減額で、認定調査費等、実績見込みに基づく減額でございます。運営協議会費におきましては4万9,000円の減額で、委員報酬の実績見込みに基づくものでございます。

保険給付費につきましては、732万5,000円の増額でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては2,282万5,000円の増額。介護予防サービス等諸費におきましては950万円の減額。その他諸費におきましては…申し訳ない、ちょっと、休憩とります。

議長（岡本安夫君） 休憩します。

午後01時56分 休憩

午後01時57分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、説明を続行します。

町長（庵途典章君） 引き続き、説明をさせていただきます。

先ほどのその他諸費につきましては、特に増減がありませんでしたので、増減なしということになります。高額介護サービス等費におきましては200万円の増額。特定入所者介護サービス等費におきましては800万円の減額。それぞれ、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、249万2,000円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては70万円の減額。一般介護予防事業費におきましては119万円の減額で、包括的支援事業費におきましては31万3,000円の減額。任意事業費におきましては31万9,000円の減額。その他諸費におきましては3万円の増額となっております。それぞれ、事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、5万1,000円の増額で、介護給付費準備基金積立金の利子分でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

引き続き、次に、議案第25号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第4号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,401万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

事業収入につきましては、1,423万8,000円の減額で、生活扶助費と施設事務費でございます。

寄附金につきましては、1万9,000円の増額。一般寄附金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,254万9,000円を増額いたしております。

諸収入につきましては、34万円の減額でございます。うち、受託事業収入におきましては30万円の減額。雑入におきましては4万円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものであります。

次に歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして201万円の減額。施設管理費など、実績見込みに基づくものであります。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 26 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,092 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8,456 万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

財産運用収入につきましては、財政調整基金預金利子 23 万 5,000 円を減額いたしております。

繰入金につきましては、精算見込みにより 1,769 万 4,000 円を増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 1,000 円の減額で、国県道の改良工事関連事業等による水道管移設が生じなかったものでございます。

町債につきましては、5,840 万円の簡易水道事業債の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、4,095 万 2,000 円を減額し、うち、管理費におきまして 343 万 8,000 円を増額。建設改良費につきましては 4,439 万円の減額で、うち、委託料の精算見込みにより 670 万 8,000 円の減額、工事請負費が 3,768 万 2,000 円の減額で、工事費の精算見込みによる減額及び国県道改良工事等において、協議調整の結果、水道管の移設が生じなかったことによるものでございます。

公債費の償還金利子および割引料につきましては、精算見込みにより 1 万円の増額でございます。

債務負担行為補正でございますが、第 2 表、債務負担行為補正により、説明をいたします。

維持管理業務委託の契約期間終了に伴う平成 30 年 4 月 1 日からの維持管理業務に備えるための入札執行に必要な債務負担行為補正でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 27 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,135 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 3,455 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 215 万 4,000 円の減額であります。

諸収入につきましては、雑入 160 万円の減額で、国道改良工事等による支障管移設に伴う補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債 2,760 万円の減額で、対象事業費の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきまして、3,135 万 4,000 円を減額し、うち、管理費におきましては、一般管理費として 616 万円の増額で、人件費、電算システム開発保守委託料などの精算見込みによるものでございます。事業費におきましては 3,197 万円の減額で、うち、委託料として 1,330 万 1,000 円の減額で、下水道統合及びストックマネジメント計画策定等にかかる精算見込みによるものでございます。工事請負費におきましては 1,866 万 9,000 円の減額で、下水統合にかかる、佐用処理区マンホールポンプ場改築工事・国道改良工事に伴う支障管移設工事等の精算見込みが主なものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明をさせていただきます。

公共下水道事業費の委託料といたしまして下水道施設統合にかかる接続汚水管路設計及

び管渠のストックマネジメント計画策定業務に4,634万円、工事請負費としてマンホールポンプ場改築工事、管渠築造工事費に3,400万円を、地方自治法第213条に規定する繰越明許費を設定するものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第28号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,694万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金28万円の減額であります。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、28万円の減額でございます。浄化槽管理費におきましては8万円の減額で、うち、需用費の修繕料が85万円の増額、委託料が浄化槽管理委託料と水質検査委託料をあわせて93万円の減額でございます。農業集落排水施設事業費につきましては20万円の減額で、委託料の精算見込みによるものとして298万3,000円の増額、工事請負費が318万3,000円の減額でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第29号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第4号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億732万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、教育使用料29万7,000円の減額で、野外活動センター改修休業に伴う使用料30万円の減額とデイキャンプ場使用料3,000円の増額によるものであります。

財産収入につきましては、整備基金預金利子15万円の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金269万5,000円の増額で、非常勤職員1名分の賃金負担に伴う増額が主なものであります。

諸収入につきましては、雑入293万7,000円の減額で、天文台公園運営委託金267万円の減額が主なものでございます。

次に、歳出についてのご説明をいたします。

教育費につきましては、53万9,000円の減額であります。内容につきましては、グループプロッジ運営費におきまして、27万5,000円の減額で、電気料10万円の減額、修繕料8万2,000円の減額が主なものであります。天文台公園運営費におきましては、26万4,000円の減額でございます。内容につきましては、消耗品費10万4,000円の減額、電気料15万円の増額、修繕料133万円の減額、シルバー人材センター業務委託料12万円の増額、備品購入費68万5,000円の増額が主なものであります。

諸支出金におきましては、基金積立金利子積立15万円の減額でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第30号、平成29年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第3号)についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,317万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

診療収入につきましては、480万円の減額でございます。保険診療報酬収入を実績見込みで480万円減額いたしております。

財産収入につきましては、1,000 円の減額でございます。運営基金預金利子を 1,000 円減額いたしております。

繰入金につきましては、404 万 6,000 円の増額であります。一般会計繰入金を 404 万 6,000 円追加計上いたします。

諸収入につきましては、33 万 9,000 円の減額でございます。雑入を 33 万 9,000 円減額いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、財源充当の変更と 70 万 7,000 円の減額でございます。総務費の 70 万 7,000 円の減額は、歯科医師報酬等の実績見込によるものであります。

医業費につきましては、財源充当の変更と 38 万 7,000 円の減額でございます。医業費の 38 万 7,000 円の減額は、医薬材料費等の実績見込によるものであります。

以上で、歯科保健特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 31 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、平成 29 年度事業計画の精算見込みを確定させるものであり、道路改良事業等による支障管移転工事において、協議調整の結果、見直し等を行ったことによる補正が主なものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 1 項、営業収益を 5 万 2,000 円の増額、第 2 項、営業外収益を 1 万 1,000 円の減額し、水道事業収益の総額を 1 億 9,233 万 5,000 円に、支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 7 万 9,000 円増額、第 2 項の営業外費用を 390 万 2,000 円増額、第 3 項の特別損失を 168 万 8,000 円減額し、水道事業費用の総額を 2 億 4,022 万円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、支出の第 1 款、資本的支出の第 1 項は、建設改良費を 1,051 万円減額し、資本的支出の総額を 1 億 7,169 万 1,000 円に改めるものでございます。

次に、第 4 条の予定支出の各項の経費の金額の流用において、人件費を除き流用額を改めるものでございます。

次に、第 5 条の債務負担行為でございますが、維持管理業務委託の契約期間終了に伴う平成 30 年 4 月 1 日からの維持管理業務に備えるための入札執行に必要な債務負担行為補正であります。

最後に、第 6 条、他会計からの補助金については、基礎年金拠出金分 45 万 9,000 円とあるのを 45 万 4,000 円に。減価償却費補助分 1,263 万 7,000 円とあるのを 1,223 万 3,000 円に補正をいたしております。

以上で、水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 21 号から議案第 31 号までの平成 29 年度一般会計並びに、各特別会計補正予算案の提案説明を終わらせていただきます。

十分、ご審議いただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げ終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 21 号から議案第 31 号までにつきましては、3 月 13 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと求めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 2  
時 25 分とします。

午後 0 2 時 1 3 分 休憩

午後 0 2 時 2 5 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

- 
- 日程第 37. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町一般会計予算案について  
日程第 38. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について  
日程第 39. 議案第 34 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について  
日程第 40. 議案第 35 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について  
日程第 41. 議案第 36 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計予算案について  
日程第 42. 議案第 37 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について  
日程第 43. 議案第 38 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について  
日程第 44. 議案第 39 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案につ  
いて  
日程第 45. 議案第 40 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について  
日程第 46. 議案第 41 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について  
日程第 47. 議案第 42 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について  
日程第 48. 議案第 43 号 平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について  
日程第 49. 議案第 44 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について  
日程第 50. 議案第 45 号 平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について  
日程第 51. 議案第 46 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 37 に入りますが、日程第 37 から日程第 51 までに  
ついて、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 37、議案第 32 号、平成 30  
年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 51、議案第 46 号、平成 30 年度佐用町  
水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 32 号から議案第  
46 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町一般会計予算案の提案についてをご説明申し上げます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 124 億 2,451 万 6,000 円、対前年度比 3 億 5,543 万 9,000 円、2.8 パーセントの減少でございます。

それでは、予算の中身につきまして、それぞれ歳入歳出予算によりまして、予算書に基づいて、説明をさせていただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

町税につきましては、21 億 1,103 万 1,000 円を計上し、対前年度比 4,828 万 2,000 円、2.2 パーセントの減でございます。うち、町民税は 6 億 8,062 万 9,000 円。固定資産税は 12 億 7,395 万 2,000 円でございます。評価替え年度にあたるため、土地・家屋とも減額を見込んでおります。軽自動車税は 6,482 万 6,000 円。町たばこ税は 9,066 万 4,000 円。入湯税は 96 万円でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、29 年度の交付実績及び、総務省から示された 30 年度地方財政対策に基づき数値を計上させていただいております。

地方譲与税につきましては、1 億 4,480 万円を計上、対前年度比で 7.7%の増でございます。内訳は、地方揮発油譲与税が 3,820 万円、自動車重量譲与税が 1 億 660 万円でございます。

利子割交付金は、230 万円で 76.9 パーセントの増。

配当割交付金は、1,150 万円で、22.3 パーセントの増。

株式譲渡所得割交付金は、320 万円、83.8 パーセントの減となっております。

地方消費税交付金は、3 億 870 万円で、8.6 パーセント増でございます。うち、社会保障財源化分は 1 億 2,750 万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,590 万円で、12.5 パーセントの増。

自動車取得税交付金は、5,610 万円となり、26.4 パーセントの増を計上いたしております。

地方特例交付金は、570 万円、対前年度比 3.6 パーセントの増でございます。

地方交付税につきましては、55 億 5,867 万 8,000 円、対前年度比 4.6 パーセントの減を計上いたしております。国が示します、平成 30 年度地方財政対策では、地方交付税総額は、16 兆円、対前年度比 2 パーセントの減でございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、算定増額額の段階的縮減措置が始まっており、30 年度は増加額の 50 パーセント、3 億 8,000 万円余りの減額を見込んでおり、国の地方財政対策を上回る減少率となっております。

交通安全対策特別交付金は、400 万円で、対前年度比増減はございません。

分担金及び負担金につきましては、7,227 万 5,000 円、対前年度比 13.2 パーセント減を計上いたしております。うち、分担金は 210 万 2,000 円。負担金は 7,017 万 3,000 円でございます。

使用料及び手数料につきましては、2 億 4,878 万 4,000 円で、対前年度比 0.7 パーセント増を計上いたしております。うち、使用料は 1 億 9,227 万円。町営住宅使用料、町民プール使用料など、経常収入を前年同様に計上いたしております。手数料は 5,651 万 4,000 円でございます。

国庫支出金につきましては、6 億 2,689 万 5,000 円、対前年度比 0.6 パーセント増を計上いたしております。うち、国庫負担金は 4 億 3,779 万 7,000 円。児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものであります。国庫補助金は 1 億 8,481 万 1,000 円。地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などを見込んでおります。国庫委託金は 428 万 7,000 円でございます。

県支出金につきましては、8億737万3,000円で、対前年度比3.8パーセント増を計上いたしております。うち、県負担金は3億163万1,000円。国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。県補助金は2億8,901万5,000円。民生費関係は、福祉医療費関係の補助金が主なものでございます。農林水産業費関係では、基盤整備促進事業補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金など、継続的な事業を中心に、財源を計上いたしております。県委託金は2億1,672万7,000円。県営地籍調査事業委託金が主なものでございます。

財産収入につきましては、7,213万6,000円、対前年度比0.5パーセントの増でございます。うち、財産運用収入は7,142万8,000円で、内訳は、土地、建物及び光ファイバー網の賃貸料と、利子及び配当金でございます。財産売払収入は70万8,000円。

寄附金につきましては、3,010万1,000円、対前年度比76パーセント増を計上しております。ふるさと応援寄附金の増額を見込んでおります。

繰入金につきましては、5億1,805万9,000円で、対前年度比5.5パーセント増を計上しております。うち、特別会計繰入金は7,363万9,000円、メガソーラー事業収入特別会計繰入金などがございます。基金繰入金は4億4,442万円で、財政調整基金2億9,800万円、減債基金1億円など、それぞれ予算に繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、名目1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、1億7,338万3,000円で、対前年度比3パーセント増を計上しております。うち、延滞金加算金及び過料は1,110万3,000円を計上。町預金利子は50万円。受託事業収入は312万円。貸付金元利収入は62万8,000円。雑入は1億5,803万2,000円でございます。

歳入の最後、町債につきましては、16億2,360万円、対前年度比8.4パーセントの減を計上をいたしております。新規事業として取り組みます、情報通信基盤整備事業・木材ステーションさよう整備事業などにも、合併特例債を充当予定しております。

次に、歳出。予算書4ページ、5ページでございます。

まず、議会費につきましては、1億2,029万円で、対前年度比0.1パーセント増を計上しております。議員報酬及び職員給与等に係る経費が主なものでございます。

総務費につきましては、16億5,121万6,000円、対前年度比22.2パーセント増を計上しております。

うち、総務管理費は14億4,823万円。定住対策費におきまして、若者の住宅新築・購入を支援する定住促進支援事業助成金を継続実施いたします。企画費におきましては、コミバス、テクノ線の車両更新費用を計上しております。情報通信施設費では、放送機器の更新工事に伴い、4K・8Kに対応したテレビ放送化事業に取り組んでまいります。

徴税费は1億3,711万4,000円を計上しております。

戸籍住民登録費は3,836万4,000円でございます。

選挙費は2,018万2,000円。町議会議員選挙費などを計上しております。

統計調査費は612万8,000円。監査委員費は119万8,000円でございます。

次に、民生費につきましては、30億1,897万1,000円で、対前年度比5.4パーセントの減を計上しております。

うち、社会福祉費は21億3,599万9,000円で、社会福祉総務費では、主なものとしたしまして、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金2億1,278万1,000円、介護保険特別会計繰出金4億871万5,000円などを計上しております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業委託料1,865万4,000円、外出支援事業助成金1,900万円などを計上しております。また、30年度は、町主催の敬老会を予定しており、関係事業費を予算化しております。後期高齢者医療費は、総額で3億8,758万7,000円。障害者

福祉費は、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額 6 億 5,538 万 4,000 円を計上しております。

次に、児童福祉費は 8 億 6,797 万 2,000 円で、主なものといたしまして、児童福祉総務費では、学童保育実施の予算を計上。そのほか、出産祝い金 480 万円、乳幼児等医療費 7,500 万円などがございます。児童措置費は児童手当 2 億 550 万円を計上しております。保育園費は 5 億 1,932 万 1,000 円を計上。子育て支援センター運営費は、総額 2,071 万 1,000 円で、地域子育て支援拠点事業などを、継続して進めてまいります。

国民年金事務取扱費は 570 万円。

災害救助費は 930 万円でございます。

次に、衛生費につきましては、12 億 5,843 万 8,000 円で、対前年度比 5.4 パーセント増を計上しております。

うち、保健衛生費は 7 億 8,461 万 7,000 円で、主なものといたしまして、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金 750 万円、郡病院群輪番制運営事業補助金 2,445 万 5,000 円、簡易水道事業特別会計繰出金 2 億 1,955 万 8,000 円などがございます。予防費では、高齢者肺炎球菌、インフルエンザなど子供の任意接種を含む予防接種委託料 5,300 万円、がん検診委託料 1,744 万 4,000 円など。環境衛生費では生活排水処理事業特別会計繰出金 3 億 2,655 万 6,000 円などがございます。母子衛生費では、4 月から開設予定の子育て世代包括支援センターの運営経費を計上いたしております。歯科衛生費は、新規予算費目として設定し、訪問歯科診療・訪問指導などに必要な事業費を計上いたしております。

清掃費は 4 億 7,382 万 1,000 円、主なものといたしまして、清掃総務費では、にしはりま環境事務組合負担金 2 億 3,102 万 1,000 円など。また、塵芥処理費は、最終処分場の維持にかかる経費を計上しております。

次に、農林水産業費につきましては、11 億 1,618 万 5,000 円を計上しております。南光自然観察村及び、木材ステーションさよの整備に取り組み、対前年度比 30.2 パーセントの大幅な増額となっております。

内訳といたしましては、農業費は 7 億 2,416 万円。主なものといたしましては、農業振興費において、農作物特産定着化対策費補助金 1,429 万 5,000 円、中山間地域等直接支払推進事業補助金 3,380 万 6,000 円、産地パワーアップ事業補助金 1,500 万円などがございます。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金 2,900 万円などであります。農地費では、町単独土地改良事業補助金 1,500 万円など。また、新規事業といたしまして、被害を未然に防ぐためのため池の定期点検、耐震調査事業に取り組みでまいります。地籍調査事業費は、末廣地区など 7 地区、14.38 平方キロの関係経費、総額 2 億 1,410 万 4,000 円でございます。自然観察村運営費では、施設のさらなる魅力アップのために、駐車場・テントサイトの増設を行います。

林業費は、3 億 9,202 万 5,000 円で、主なものといたしましては、林業総務費で、町行造林事業委託料 439 万 9,000 円、有害鳥獣対策として、駆除活動補助金 1,722 万 5,000 円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金 688 万 2,000 円などがございます。林業振興費では、林内路網整備事業費 1,400 万円、町単独造林事業補助金 4,030 万 6,000 円などがございます。木材集出荷施設整備費は、新規事業として取り組みます木材ステーションさよの整備事業の工事費などを計上いたしております。

次に、商工費につきましては、1 億 6,313 万 4,000 円で、対前年度比 0.8 パーセント減となっております。

主なものといたしましては、商工業振興費では、町商工会助成金 2,672 万円、新規起業・創業支援事業助成金 450 万円などを計上しております。観光費では、町観光協会補助金 617 万 2,000 円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 3,475 万 2,000 円などがございます。



次に、土木費につきましては、12億6,123万円、対前年度比30.8パーセント減を計上しております。

うち、土木管理費は8,852万円で、主なものといたしましては、土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業負担金2,935万円を計上しております。

道路橋梁費は5億7,511万6,000円で、道路維持費1億9,810万6,000円、道路新設改良費1億8,696万8,000円などがございます。

河川費は2,847万7,000円。

また、都市計画費は3,925万円を計上しております。

下水道費は、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の4億6,154万8,000円でございます。

住宅費は6,831万9,000円であります。

次に、消防費につきましては、6億1,018万1,000円、対前年度比6パーセント増を計上しております。常備消防費では、西はりま消防組合負担金4億3,413万1,000円を計上して、同組合では、30年度から播磨科学公園都市光都分署の運用を開始し、周辺地域での機能向上を図ります。非常備消防費では、消防団ポンプ付き積載車3台の車両購入を予定し、2,910万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、10億7,456万9,000円で、対前年度比10.3パーセントの減となっております。

うち、教育総務費は1億6,188万3,000円となっております。

小学校費は2億7,632万7,000円で、内訳といたしまして、教育振興費としては、少子化対策として取り組んでおりかす副教材費相当を補助する子育て支援事業補助金1,042万5,000円などを計上しております。通学対策費では、利神小スクールバスの更新費用を計上しております。また、小学校空調設備整備事業により、児童の学習・生活環境の改善を図ってまいります。ただし、当事業につきましては、29年度へ前倒しでの国庫補助金内示があったために、29年度補正予算にて対応を検討しておりますので、29年度の第6号補正に続きまして、第7号補正で提案をさせていただく予定でございます。

中学校費は1億1,798万1,000円。内訳といたしましては、小学校費と同じく、教育振興費に、子育て支援事業補助金1,194万円などを計上しております。通学対策費としては、佐用中学校のスクールバスの更新費用を計上いたしております。

社会教育費は2億7,856万3,000円で、主なものといたしましては、生涯学習振興費で、総額2,678万9,000円。町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費でございます。文化財保護費では、国指定となった利神城跡史跡について、保存活用計画策定に必要な平面図・立面図の作成に取り組んでまいります。また、佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトにおいては、歴史・文化的資源の保存を図ると同時に活用方策を検討してまいります。

保健体育費は2億3,981万5,000円を計上しております。スポーツ公園運営費は、総額1,692万7,000円で、上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費でございます。体育館運営費については、江川・幕山・中安の各体育館のトイレ改修事業費を計上し、和式を洋式化とすることにより、高齢者等の利便性と地域行事の利用における改善を図っていきます。

公債費につきましては、18億6,873万5,000円、対前年度比7.9パーセント減を計上しております。元金償還金17億4,889万7,000円、利子償還金1億1,980万8,000円でございます。

諸支出金につきましては、2億7,156万7,000円、対前年度比2.0パーセントの増を計上しております。

うち、公営企業費は3,578万4,000円。水道事業会計への繰出金等がございます。

基金費は2億3,578万3,000円で、一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000万円、毎年同額の計上をいたしております。続きまして、予算第2条、債務負担行為につきまして、第2表の債務負担行為によりまして説明をさせていただきます。

第2表、債務負担行為で、木材ステーションさよう整備事業と中小企業者支援事業資金融資利子補給につきまして、地方自治法第214条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条、地方債につきましては、7ページ、8ページの、第3表の地方債のとおりでございます。総額で16億2,360万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第4条、一時借入金につきましてのご説明を申し上げます。

地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものでございます。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきましての説明をさせていただきます。

地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるものであり、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、平成30年度一般会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第33号、平成30年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,658万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。

財産収入につきましては、財産運用収入2,502万7,000円で、メガソーラー発電所の用地として、佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付けておりますので、その用地賃貸料が502万7,000円、また組合への出資に対する配当金といたしまして2,000万円を予定しております。

繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金として1,000円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入4,155万8,000円で、組合へ貸し付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金6,658万5,000円で、一般会計への繰出金でございます。4,000万8,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、名目1,000円の予算でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億8,920万4,000円といたしております。

このたび、平成30年度より、国民健康保険の制度が大きく変わりましたことにより、一部の予算科目等におきまして、廃止・新設となっておりますことをお含みいただき、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計予算の中身につきまして、第1表により説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、3億5,422万7,000円を計上し、対前年度比2,626万6,000円、6.9パーセントの減となっております。うち、一般被保険者国民健康保険税で3億4,987万5,000円、対前年度比1,139万6,000円、3.2パーセントの減でございます。

退職被保険者国民健康保険税で 435 万 2,000 円、同じく 1,487 万円、77.4 パーセントの減でございます。

一部負担金は、4,000 円。

使用料及び手数料は、15 万円でございます。

国庫支出金は、1,000 円の名目予算であります。

療養給付費等交付金も、名目 1,000 円予算であります。

県支出金は、県補助金で保険給付費等交付金 15 億 2,021 万 5,000 円を計上しております。

財産収入は、11 万 6,000 円で財産運用収入でございます。

繰入金は、2 億 1,278 万 2,000 円を計上し、他会計繰入金は、一般会計から 2 億 1,278 万 1,000 円を繰り入れ、基金繰入金は 1,000 円の名目予算といたしております。

繰越金も 2,000 円の名目予算でございます。

諸収入は、170 万 6,000 円を計上を計上して、うち、延滞金、加算金及び過料 110 万円、受託事業収入は 1,000 円、雑入は 60 万 5,000 円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費につきましては、2,988 万 7,000 円を計上し、内訳といたしまして、総務管理費は人件費・事務費として 2,794 万 7,000 円、徴税費は国民健康保険税の賦課徴収経費として 171 万 2,000 円、運営協議会費は 22 万 6,000 円、趣旨普及費は 2,000 円でございます。

次に、保険給付費につきましては、14 億 8,049 万 4,000 円を計上し、内訳といたしまして、療養諸費は 12 億 8,018 万 7,000 円、高額療養費は 1 億 9,406 万円、移送費は 2 万円、出産育児諸費は 420 万 3,000 円、葬祭諸費は 200 万円、結核医療付加金は 2 万 4,000 円でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、5 億 2,658 万 1,000 円を新規に計上いたしております。内訳といたしまして、療養給付費分は 3 億 7,698 万 3,000 円、後期高齢者支援金等分は 1 億 1,049 万 6,000 円で、介護納付金は 3,910 万 2,000 円でございます。

次に、保健事業費につきましては、962 万 1,000 円を計上し、特定健康診査等事業費は 810 万 4,000 円、保健事業費は 151 万 7,000 円でございます。

次に、基金積立金につきましては、11 万 6,000 円で、保険給付費準備基金から生じます利子分の積み立てを計上いたしております。

次に、諸支出金につきましては、250 万 5,000 円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

次に、予備費につきましては、4,000 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましてはの説明を申し上げます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましてはのご説明をいたします。

地方自治法第 220 条第 2 項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 35 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 493 万 3,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、1 億 9,574 万 4,000 円を計上し、対前年度比 159 万 4,000 円、0.8 パーセントの減でございます。

使用料及び手数料は、1,000円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金は、後期高齢者健康診査補助金等で183万5,000円でございます。

国庫支出金は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金222万4,000円を新規で計上しております。

寄附金は、1,000円の名目予算でございます。

繰入金は、1億184万7,000円で、全額が他会計繰入金でございます。

繰越金は、242万7,000円。

諸収入は、85万4,000円を計上し、延滞金、加算金及び過料は2,000円、償還金及び還付加算金は85万円、雑入は名目2,000円でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費につきましては、職員の人件費及び事務費1,023万4,000円を計上しております。

保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費216万3,000円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金2億9,157万5,000円を計上しております。

諸支出金につきましては、86万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、償還金及び還付加算金86万円、繰出金は1,000円の名目予算であります。

予備費は、10万円を計上をいたしております。

次に、予算第2条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、平成30年度佐用町介護保険特別会計予算案につきましての提案のご説明を申し上げます。

まず、第7期介護保険事業計画についてでございますが、本計画では、計画期間中の給付費等の総額を78億6,920万4,722円、そこから求められる第1号被保険者の保険料収納必要額を15億5,077万4,572円と見込んでおり、介護保険料の基準月額を6,900円と定めております。本計画の計画期間は、ご承知のとおり平成30年度から平成32年度までの3年間であり、この予算は本計画初年度の予算として、先ほど申し上げました事業計画をベースに積算・計上をいたしております。

それでは、予算についてのご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,072万7千円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302万6,000円と定めております。

まず、事業勘定の歳入からご説明をさせていただきます。

保険料につきましては、介護保険料として第1号被保険者保険料5億1,236万3,000円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金1,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料名目1,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、6億6,655万円を計上し、うち、国庫負担金におきましては4億2,746万3,000円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金におきましては2億3,908万7,000円で、介護給付費に係る調整交付金及び地域支援事業交付金でございます。

支払基金交付金につきましては、6億6,408万1,000円を計上しております。

県支出金につきましては、3億7,350万4,000円であります。うち、県負担金におきましては、介護給付費に係る法定負担分3億5,856万2,000円を計上し、県補助金1,494万2,000円は、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入4万8,000円を計上し、基金預金利子であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4億871万5,000円でございます。

繰越金につきましては、科目設定名目1,000円でございます。

諸収入につきましては、546万3,000円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては2,000円。雑入におきましては546万1,000円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1億1,732万2,000円でございます。うち、総務管理費におきましては1億410万7,000円で、人件費及び電算システム設定委託料などの事務費を計上しております。介護認定審査会費におきましては1,224万4,000円を計上し、主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費におきましては19万3,000円、地域支援事業費におきましては77万8,000円を、それぞれ計上しております。

保険給付費につきましては、24億1,853万9,000円を計上しております。うち、介護サービス等諸費におきましては22億2,267万1,000円で、在宅介護サービスなどの保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費におきましては3,679万1,000円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費におきましては183万3,000円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては4,545万2,000円あります。特定入所者介護サービス等費におきましては1億522万5,000円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては656万7,000円でございます。

地域支援事業費につきましては、6,682万4,000円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては3,565万2,000円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費を計上しております。一般介護予防事業費におきましては606万8,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費におきましては794万2,000円、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上しております。任意事業費におきましては1,709万円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費におきましては7万2,000円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、2,453万円を計上し、介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては、51万2,000円でございます。償還金及び還付加算金におきましては51万1,000円、繰出金におきましては名目1,000円を、それぞれ計上いたしております。

続いて、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。26ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、302万6,000円を計上しております。うち、予防給付費収入におきましては194万3,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては、108万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、16万5,000円を計上し、うち、居宅サービス事業費におきましては11万円。介護予防・日常生活支援総合事業費におきましては5万5,000円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金 286 万 1,000 円を計上し、一般会計への繰出金でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 項第 1 号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上、介護保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 1,446 万 4,000 円と定めております。

まず、歳入から説明をいたします。

事業収入につきましては、1 億 1,167 万 5,000 円、施設入所者に係る生活扶助費及び施設事務費でございます。

使用料及び手数料につきましては、行政財産使用料 1 万円でございます。

寄附金につきましては、科目設定名目 1,000 円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 218 万円でございます。

諸収入につきましては、59 万 8,000 円を計上し、うち、受託事業収入におきましては、短期宿泊事業 38 万 1,000 円。雑入におきましては 21 万 7,000 円、自動車借上料、短期宿泊事業食事代などがございます。

続いて、歳出であります。民生費、老人ホーム費につきましては、1 億 1,442 万 4,000 円を計上しております。その内訳は、一般管理費 7,293 万 3,000 円と運営費 4,149 万 1,000 円で、人件費、施設管理費、入所者の生活費などがございます。

予備費につきましては、4 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 100 万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 4,795 万円に定めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 174 万 2,000 円を計上し、新規加入 5 件、給水工事負担金 1 件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3 億 4,744 万 2,000 円を計上し、使用料におきましては 3 億 4,711 万 9,000 円で、平成 29 年度の使用状況を勘案し、現年度分 3 億 4,513 万 3,000 円、滞納分として 197 万 5,000 円を見込んでおります。手数料におきましては 32 万 3,000 円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などがございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 76 万 6,000 円を計上し、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金 2 億 1,999 万 3,000 円で、内訳は一般会計繰入金 2 億 1,955 万 8,000 円、財政調整基金繰入金 43 万 5,000 円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として 1,000 円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入として 6,000 円を計上し、町債につきましては、建設改良

費の財源として、簡易水道事業債 3 億 7,800 万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、7 億 2,673 万 2,000 円を計上しております。

うち、管理費におきましては 3 億 1,943 万 2,000 円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費は 8,919 万 4,000 円で、審議会委員報酬、人件費及び公課費として消費税納付金などの経常経費でございます。

現場管理費では 2 億 2,947 万 2,000 円で、施設の維持管理運転経費を計上しております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として 8,411 万 3,000 円を計上し、役務費では、浄水施設等の電話回線使用料 264 万 1,000 円、委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として 9,835 万 6,000 円を計上し、工事請負費では、配水池清掃工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿地、取水井の清掃等で 3,802 万 2,000 円を計上しております。原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 559 万 2,000 円などでございます。

建設改良費におきましては、4 億 730 万円を計上し、主なものといたしまして、委託料の主なものは管路移設調査・設計業務として 200 万円、奥海浄水場前処理施設整備に伴う認可変更業務委託として 580 万円ほかを計上いたしております。工事請負費では、奥海浄水場前処理設備整備工事に 6,000 万円、水道施設通信設備改良工事に 2 億 3,600 万円ほか日裏地内水道管布設替工事や老朽管路更新工事、道路改良工事に伴う移設工事等に 1 億 200 万円でございます。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で 2 億 2,111 万 8,000 円を計上いたしております。

予備費につきましては、10 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、地方債についてでございますが、同じく 2 ページ、第 2 表の地方債のとおり、簡易水道事業 3 億 7,800 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 39 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 7,306 万 7,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。

分担金及び負担金につきましては、132 万 7,000 円を計上し、そのうち、負担金におきましては、5 件の新規加入と 1 件の工事負担金を見込み、132 万 5,000 円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 1,718 万 6,000 円を計上し、そのうち、使用料におきましては 2 億 1,716 万 6,000 円で、施設使用料として、現年度分 2 億 1,577 万 3,000 円、滞納分 138 万 3,000 円を、行政財産使用料として 1 万円を見込んでおります。手数料におきましては 2 万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 1 億 4,270 万円を計上し、生活排水処理施設の統廃合、下水道施設のストックマネジメント計画策定、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 6,154 万 8,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円を計しております。

諸収入につきましては、雑入 160 万 5,000 円を計上し、国・県道改良工事に係る管渠移設補償費等でございます。

町債につきましては、公共下水道事業債 1 億 4,870 万円を計上いたしております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

公共下水道事業費につきましては、5 億 5,271 万 3,000 円を計上させていただいております。

うち、管理費におきましては 2 億 619 万 8,000 円を計上し、主なものとしまして、一般管理費では 4,972 万 5,000 円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経常経費でございます。現場管理費では水谷クリーンセンター、本位田クリーンセンターの統合による経費増を見込んでおり 1 億 5,647 万 3,000 円で、需用費として、5 カ所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料など 5,157 万 5,000 円を計上し、役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料等 676 万 4,000 円を、また、委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として 8,054 万円 9,000 円を計上し、工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、また、マンホールポンプ修繕、各施設の電気施設の機械電気設備の補修工事等として 1,700 万円などでございます。

事業費におきましては、建設改良費として 3 億 4,651 万 5,000 円を計上し、内訳として、職員の人件費のほか、委託料では、汚泥処理集約化事業に係る三日月浄化センター前処理施設実施設計並びに汚泥処理設備改築設計、下水道施設のストックマネジメント計画策定業務等に係る経費 5,650 万円を計上し、工事請負費では、長寿命化計画に基づく三日月浄化センター水処理設備改築工事ほか、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事及び国県道改良工事に伴う管渠移設工事等の 2 億 6,075 万円などでございます。

公債費につきましては、4 億 2,025 万 4,000 円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円を計上いたしております。

次に、予算第 2 条の債務負担行為につきましては、第 2 表、債務負担行為によって説明をさせていただきます。

第 2 表の債務負担行為で、三日月浄化センター水処理設備改築工事につきまして、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきましてご説明をさせていただきます。

同じく 2 ページ、第 2 表、地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業 1 億 4,870 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金についてであります。地方自治法第の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 40 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案についての説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 1,647 万 3,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、負担金 42 万 5,000 円を計上し、新規加入 1 件分を



見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、8,875万6,000円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料5,908万4,000円、農業集落排水施設使用料2,913万7,000円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で53万4,000円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3億2,655万6,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、名目、前年度繰越金1,000円の予算としております。

諸収入につきましては、雑入73万5,000円を計上し、検査事務手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1億9,413万2,000円を計上し、うち、浄化槽管理費におきましては1億2,944万2,000円で、光熱水費、ブローワー交換、漏水修理の修繕料等の需用費を978万9,000円を計上し、合併浄化槽の保守管理点検、11条検査等の委託料として1億439万6,000円を。公課費として消費税納付額1,500万円などがございます。

農業集落排水施設管理費におきましては、6,169万円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関負担金等の経常経費として1,801万円を。現場管理費では水谷クリーンセンター、本位田クリーンセンターの廃止による減額を見込んでおり、処理場等の光熱水費、ポンプ・ブローワー等の修繕料等の需用費に1,481万2,000円を。委託料として、浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の各種委託料で2,126万2,000円を。工事請負費では、污水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費610万円でございます。

農業集落排水施設事業費におきましては、300万円で、管路施設設計業務の委託料として200万円、国・県道等のマス設置工事の工事請負費として100万円でございます。

公債費につきましては、2億2,224万1,000円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費といたしまして、10万円を計上しております。

次に、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第41号、平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案につきましの提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億211万6,000円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

使用料及び手数料につきましては605万4,000円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上いたしております。

財産収入につきましては、科目設定の1,000円でございます。

繰入金につきましては、1,590万4,000円で、町費負担の正職員2人と非常勤職員1人の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定の1,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入8,015万6,000円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出であります。教育費につきましては、社会教育費1億181万4,000円でございます。うち、社会教育総務費では人件費5,005万9,000円を、グループロジック運営費では町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用を802万4,000円、天文台公園運営費では野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用4,373万1,000円を、それぞれ計上しております。

諸支出金につきましては、基金費2,000円を計上しております。

予備費につきましては、30万円を計上しております。

次に、予算第2条の一時借入金についてでございますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,167万2,000円といたしております。

まず、歳入からご説明いたします。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入9,684万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3,475万2,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入8万円でございます。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1億3,167万2,000円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第2条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第43号、平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地1区画、広山団地2区画、茶屋団地2区画、下徳久1区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還にかかるものが主な内容であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,329万6,000円といたしております。

まず、歳入からのご説明をいたします。

財産収入につきましては、3,187万1,000円で、うち、財産運用収入におきましては14万1,000円、財産売却収入におきましては3,173万円でございます。分譲に当たっては、昨年度より全体の単価を見直した上で、定住を促進するため若者・子育て世帯を対象とした割引価格として販売をいたしております。

次に、繰入金につきましては、基金繰入金72万4,000円でございます。

繰越金につきましては、70万円でございます。

諸収入につきましては、雑入、名目1,000円でございます。

次に、歳出でございます。宅地造成費につきましては、3,226万円で、主なものは基金費でございます。

公債費につきましては、72万4,000円で、町債元利償還金でございます。

予備費につきましては、31万2,000円であります。

次に、予算第2条の一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第44号、平成30年度佐用町農業共済事業特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

平成30年度の収益的収入及び支出の予算額は、収入・支出とも1億1,036万3,000円で、対前年比95.3パーセントでございます。

次に、主な事業内容といたしましては、農作物共済におきましては、水稻、引受戸数1,232戸、引受面積72,174アール。麦、引受戸数11戸、引受面積3,750アール。

家畜共済、引受戸数 21 戸、引受頭数 2,640 頭。

畑作物共済、大豆で引受戸数 22 戸、引受面積 7,538 アール。

園芸施設共済、引受戸数 15 戸、39 棟をそれぞれ見込んでおります。

次に、各勘定毎の収益的収入及び支出については、農作物勘定は 599 万円、家畜共済勘定は 6,783 万 3,000 円、畑作物共済勘定は 105 万 1,000 円、園芸施設共済勘定は 40 万円、業務勘定は 3,508 万 9,000 円で、全ての勘定で昨年より減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金 1,937 万円、共済事業加入者からの賦課金 534 万 6,000 円、県共済組合連合会からの損害防止助成金 95 万 4,000 円などがございます。

業務勘定支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金 137 万 6,000 円、一般管理費 2,669 万 6,000 円、損害評価費 307 万 1,000 円、損害防止費 276 万 1,000 円などがございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、平成 30 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 448 万円 9,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明をいたします。

繰越金につきましては、448 万 7,000 円で、諸収入 2,000 円につきましては、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきましては、91 万円 5,000 円で、うち作業道整備事業負担金 50 万でございます。

予備費につきましては、357 万 4,000 円といたしております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 46 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計予算案についてのご説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量であります。給水戸数 1,739 戸、年間総給水量 54 万 6,565 立米、一日平均給水量 1,497 立米、受託工事 1 カ所を予定しており、主要な建設改良事業は、緊急連絡管布設および水管橋架替工事、道路改良に伴う水道管移設工事、老朽機器更新工事であります。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、水道事業収益におきまして、1 億 9,147 万 4,000 円で、第 1 項営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で 1 億 879 万 8,000 円を計上し、第 2 項、営業外収益は 8,266 万 4,000 円で、基礎年金拠出金、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金等でございます。第 3 項の特別利益として 1 万 2,000 円を見込んでおります。

支出の第 1 款、水道事業費用におきましては、2 億 3,095 万 7,000 円で、第 1 項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、配水池不断水清掃業務、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で 2 億 1,417 万 1,000 円を、第 2 項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で 1,646 万 2,000 円を、また、第 3 項では特別損失として 22 万 4,000 円を、第 4 項、予備費 10 万円を予定いたしております。

次に、予算書 2 ページでございますが、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、資本的収入におきまして 2 億 4,090 万 9,000 円で、第 1 項、企業債は 1 億 1,500 万円、第 2 項、他会計出資金は 1,468 万 4,000 円で一般会計特別出資金でございます。第 3 項の他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金 300 万円、第 5 項、他会計補助金は、災害復旧債にかかる繰入など一般会計からの補助金 822

万 4,000 円、第 11 項、投資有価証券受入金 1 億円を予定いたしております。

支出の第 1 款、資本的支出におきましては、2 億 9,970 万 7,000 円で、第 1 項、建設改良費は、道路改良工事に伴う送配水管路移設工事等の経費 600 万円、緊急連絡管布設工事 6,800 万円、水管橋架替工事 3,000 万円を予定いたしております。

第 2 項では企業債償還金で 5,390 万 2,000 円を、第 3 項では投資有価証券購入に 1 億円を予定いたしております。

収入不足額 5,879 万 8,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第 5 条の企業債借入金につきましては、借入限度額を 1 億 1,500 万円、利率を 3 パーセント以内と定めております。

第 6 条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。

次に、予算書 3 ページの第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものでございます。

第 8 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第 9 条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの基礎年金拠出金分 45 万 4,000 円、災害復旧債補助分 841 万 3,000 円、減価償却費補助分として 1,222 万 3,000 円と定めるものでございます。

第 10 条につきましては、たな卸し資産購入限度額を 71 万 7,000 円と定めております。

内容の詳細につきましては、4 ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画等、貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第 32 号から議案第 46 号までの平成 30 年度一般会計並びに各特別会計当初予算の提案の説明を終わらせていただきます。

明日から開かれます、また、予算特別委員会等、また、本会議等で十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 32 号から議案第 46 号までにつきましては、平成 30 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。

この件に関しましては、日程第 54 で全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号から議案第 46 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決しました。

議長（岡本安夫君） あと、まだ少し議案が残っていますが、町長。

町長（庵途典章君） 大丈夫です。

議長（岡本安夫君） いいですか、このまま行って。

それでは、会議を続行します。

---

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第52に入ります。  
諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。  
現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております佐用町宇根1103番地、木村佳都男氏の任期が本年6月30日をもって満了となります。  
引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。  
ご同意いただきますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
諮問第1号につきましては、本日即決とします。  
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後03時47分 休憩

午後03時48分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。  
お諮りします。諮問第1号については、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

---

日程第53. 請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第53に入ります。  
今期定例会に請願1件を受理しております。  
請願第1号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書は、会議規則第87条第2項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）           ご異議なしと認めます。  
それでは、請願第1号を議題とします。  
請願について紹介議員の説明を求めます。8番、金谷英志君。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君）           ただ今、議題となりました請願第1号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願について、提案説明をいたします。

治安維持法が1925年、大正14年に制定されてから今年で93年になります。

この治安維持法は、国民主権を唱え、戦争に反対し、平和を求めてたたかった政党、団体や個人をも根絶するねらいで制定された希代の悪法でした。

治安維持法が制定された1925年から、廃止された1945年までの20年間に労農政党、労働組合、農民組合、宗教団体等をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万人に上る人々が逮捕され、送検された人は6万8,274人、起訴は6,550人、警察署で虐殺された人93人、刑務所・拘置所で虐待・暴行・発病などによる獄死者は400人余になりました。

兵庫県の弾圧犠牲者も5百数十人に上ります。その多くは正義感にあふれる若者たちで、その人生を狂わされ、その家族まで差別を受けてきました。たつの市出身の哲学者、三木清も敗戦後の1945年に獄死しました。

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、日本国憲法十七条の規定に則って、国が新たに治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、治安維持法犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう政府に要望するとともに国会請願を続けていますが、地方議会にも意見書採択を求めています。

全国には2018年1月1日現在405市町村議会で、意見書を採択、あるいは趣旨採択を行っています。兵庫県では、尼崎市議会、旧青垣町議会で意見書が採択されています。

以上の趣旨に基づいて、佐用町議会が政府に対する私たちの要請に対してご理解をいただき、下記の事項を決議し、地方自治法第99条2項の規定により政府に対して意見書を提出してくださるよう請願いたします。

既に、生存する犠牲者はわずかな人数になっており、国が治安維持法の誤りを認め、謝罪することは、急を要します。

請願事項は、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定することです。議員各位の賛同を求めて請願理由の説明といたします。

議長（岡本安夫君）           本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君）           質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 結論から言えば、現政府に賠償責任を求めることができない。

治安維持法が施行されていた当時の政府において、まず、賠償責任があるのか、ないのか。法の構成要件を満たしていれば、法の執行の結果として行われた被害に対して、賠償責任が発生しているとは考えにくい。

もし、事実誤認、手続の不備から当時の法に照らしても罪に問うべきものであれば、賠償責任は発生する可能性があります。

しかし、法は廃止され、憲法も改められた現在の政府が、それ以前の政府の行為に対して賠償責任を負うべき根拠がありません。

せいぜい、同法の執行により被害を受けたことに対する現政府としての見解とお見舞いを行うことは、現時点での政治判断としてあり得ると考えますが、謝罪と賠償を負うべき主体に現政府はなり得ないと考えます。

以上、反対討論といたします。

議長（岡本安夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより請願第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

請願第 1 号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、少数です。よって請願第 1 号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第 54. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 54、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成 30 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

---

#### 日程第 55. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 55、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において、互選するとなっており、先の全員協議会において協議され、決定されて

いますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、予算特別委員会委員長、西岡 正君。副委員長、廣利一志君。以上の両君が選任されましたので報告いたします。

---

#### 日程第 56. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 56 に、委員会付託についてであります。  
ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 5 7 分 休憩

午後 0 3 時 5 8 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き会議を続行します。  
お諮りします。お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
お諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 7 日から 12 日まで本会議を休会したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、3 月 13 日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。  
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。  
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶がありますので、お願いしたいので、西岡委員長、よろしく申し上げます。

予算特別委委員長（西岡 正君） 先ほど、新年度予算の審議ということで、委員長に私、副委員長に廣利議員ご氏名をいただきました。

早速、明日から始まるようでありますけれども、議員各位におかれましては、予算書を十分熟読されておると思えますので、十分整理をした上での質疑をお願いしたいし、また、当局におかれましては、明確な答弁をいただくために資料等を持って上がっていただいて、説明をいただきますよう、お願いいたします。よろしく申し上げます。以上です。

議長（岡本安夫君） それでは、どうも御苦労さまでした。



